

法人税の課税ベースと消費課税

京都大学大学院法学研究科教授

岡村 忠生

I. はじめに

最初に、本日の報告の概略を述べます。まず、これまでの法人税の状況を概観し、法人税の課税ベースについて検討を加えます。検討の観点とは、「消費課税」です。法人税（法人に対する所得課税）は、通常利益（normal profit、資本市場において誰もが得ることのできる利回り）に対する課税の能力を失っているのではないかと、したがって、所得課税の重要な目的である資本収益に対する課税が果たせていないのではないかと、という問題意識を最初に提示します(I)。通常利益への課税を行わない租税は、経済学では消費課税に分類されます。この分類によれば、現在の法人税は消費課税になります。報告では、これを数値を使った例によって説明します。そして、利子控除と、減価償却控除または資産原価の控除との関係を明らかにします(II)。次に、租税を負担することの意味、租税の実質的な負担者、消費に課税をすることの意味などについて、経済学ではなくて租税法の観点から議論します(III)。こうした検討の後、外国の改革案から、2つの大きな傾向を取り上げます。「法人税型消費税」と(IV)、「所得課税の追求」(V)の部分です。前者は、法人税を消費税型の法人税



（消費を課税ベースとする法人税）に変えてしまう立場です。幾つかのモデルを示します。後者は、あくまでも法人に対する所得課税を追求するという立場です。最後に法人税の将来について簡単な展望を行って報告を締めくくりにいたします(VI)。

では、報告に入ります。資料1頁にある最初の2つのチャートは、財務省ホームページに掲げられているものです。上の税収のチャートからは、消費税の躍進と法人税の凋落の傾向が見えます。ただし、下の方の税率のチャートと比較していただくと、税率が下がったから直ちに税収が下がっているわけではないことも分かります。税率を下げても、税収が上がる時期もあります。これを法人税のパラドックスなどと呼

んでいますが、法人税率を下げることによって経済活動が活発化し、結果としてより多くの税収が上がるというパラドックスもあるのかもしれませんが。しかし、むしろ、税率を下げたときに課税ベースを広げる手当てを行っていますので、そちらで、税率を下げた影響が大きく緩和されてきたことも、見逃してはならないと思います。日本の法人税率の引下げは、課税ベースの拡大とセットで行われてきています。たとえば、基本税率を30%に下げた改正では、引当金のほとんどを廃止し、受取配当益金不算入も制限をしました。しかし、これらの課税ベース拡大は、企業会計との関係や法人段階での多重課税の防止との関係では議論の余地はあるところでは。

もっとも、政府税調で昨年行われた税率引下げに伴う課税ベースの拡大の議論を見ていると、法人税法本法については、大体このやり方は限界に来ており、これ以上課税ベースの拡大を行うと、会計上の企業利益といったものから乖離した課税ベースになる恐れがあると思われます。

そこで、このような法人税を、躍進する消費税と比較して、課税ベースの観点でどう違うのか考えてみましょう。消費税の計算の仕方と比べて大きく違うのは、資産の償却や原価の控除です。消費税は資産という概念をそもそも持っていないので、取得時に直ちに税額を引き下げる課税仕入れとなります。それから、支払給与と支払利子は、消費税では課税ベースに影響しません。受取利子と受取配当も関係しません。

現行消費税は、税額控除方式、つまり仕入税額控除で税負担を計算していますが、もしそうではなく、所得計算、つまり所得控除で同じ計算をやるとどうなるでしょうか。取得資産については即時償却を認め、支配給与と支払利子は損金不算入とする、そして、受取利子と受取配当は益金不算入にすることになります。このような所得計算による消費課税をIncome VATと呼んでいます。法人税をIncome VATにするには、取得資産即時償却、支払給与と支払利

子の非控除、そして、受取利子や受取配当の非課税、金融資産取引の課税ベースからの排除といった改正をすればよいことになります。課税ベースの理念としては、Income VATへの変化は大きなものです。しかし、法人税法の条文をひとつひとつ見て、条文をどれだけ書き直せばいいかと考えると、それほど大きなことではないのかもしれません。

日本は、プライマリーバランス2020、東京オリンピックの開催される2020年までに国債費を除く財政赤字をなくすという国際公約をしています。真剣に考えると、法人税もそれなりの役割を果たす必要があるはずで。所得課税として法人税を立て直す、税収確保能力を回復させることが現実的ではないとすると、消費課税に向けて法人税を変えていくことが、ひとつのアイデアとして出てきます。もちろん、資産即時控除や支払利子と支払給与の控除不可といった法人税が、果たして消費課税といえるのかは、疑問の余地があります。消費税や付加価値税では、課税売上と仕入税額控除による税の連鎖によって最終消費者まで税負担を転嫁し、負担してもらった仕組みになっていますが、そうした仕組みなしに、ただ法人税の課税ベースを入れ替えることによって消費課税だといえるのかという、そういう問題が出てくるわけです。このことは、Ⅲで議論します。

Ⅱ 基礎的考察

1 利子控除

法人税では、利子控除が認められています。利率率は、金銭の時間的価値、すなわち、リスクのない、ただ時間の経過に基づく金銭の価値変化の部分と、リスク・プレミアムの部分、すなわち、貸倒れのリスク等の危険などを見込んだ上積みの和として決定されます。前者は、通常利益率に等しいと考えられます。そうすると、利子控除のため、借入れによる事業からの収益については、通常利益率への課税ができないこ

とが理解できます。法人がお金を借りて事業活動をやってもうけを出しても、そのうちの利子が控除されるので、その中に含まれる通常利益に対する課税能力を、法人税は持っていないことになります。

2 消費課税と通常利益非課税

資料2頁例1をご覧ください¹。(1)の消費課税では、第0年度20%の課税に服する納税者Tが、125の賃金を得たとします。Tは、この125を消費せず、通常利益率である年複利10%で貯金をしたとします。3年後、この貯金は、 $125 \times 1.13 = 166.375$ になります。ここから消費をしますので、 $166.375 \times 20\%$ の租税を支払って、その残り133.1を消費することができます。つまり、消費課税の世界では、いったん貯金をして、そしてそれを引き出して消費をすると、この場合でいうと133.1を消費できるわけです。

(2)の資産性所得非課税の所得税でも、最初に25の租税を支払い、100が残るので、それを通常利益で貯蓄をして、3年後に133.1を受け取ります。この133.1には、資産性所得33.1が含まれますが、それは課税されないので、133.1そのものが消費できることになります。したがって、消費課税と通常利益非課税とは等しい、等価であることが分かります。もちろん、本当はより厳密な証明が必要です。そのことは、以下と同じです。

3 即時控除と通常利益非課税

資料3頁例2をご覧ください。(1)の即時控除では、第0年度に、Tは125の賃金を得て土地を買います。この時、即時控除がありますから、Tは、賃金125の全額を土地取得に向けることができます。この土地は、超過利益を得る資産

と考えて、3年間で3倍の値段、375に値上がりするとします。Tは、3年後に、この375に対して20%の租税75を支払い、300を手にします。300を消費できるというわけです。

(2)の資産性所得非課税では、Tは、賃金をもらった時に25の租税を支払い、残った100で土地を取得します。3年後に3倍の300を手にします。この値上り益は、資産性所得なので課税はありません。

このように、即時控除と資産性所得非課税とが等価であることが分かります。そうすると、消費税課税、資産性所得非課税、即時控除の3者は、この例では同じものであることになります。

しかしながら、3倍に値上がりするような土地というものがある、常に誰でも取得できることはありません。もしそうなら、それは通常利益とすべきことになりますが、ここでは、通常利益率は10%としています。そうすると、土地に投資できなかった資金は、通常利益率で運用するしかないことになります。

例3をご覧ください。通常利益の投資機会が制限されている場合について、即時控除と通常利益非課税の作用を説明します。

(1)の即時控除では、3倍に値上がりする土地への投資機会は、100に制限されています。Tは、土地は100しか取得できず、残額25は通常利益10%の貯金を行うことになります。そうすると3年後に、土地は300になり、貯金からは33.275の利子が生じます。どちらについても、投資時に即時控除をしているので、取得価額はゼロです。したがって、両者の和である333.275が課税ベースになり、これに20%を掛けた66.655の税を支払って、266.62を手にする、消費できるということになります。

1 以下の例は、Alvin C. Warren, The Business Enterprise Income Tax: A First Appraisal, 118 Tax Notes 921, 922-924 (2008) に基づく。

(2)の通常利益非課税では、通常利益のみを非課税にし、超過利益の部分には課税を行います。計算過程を見ていただくとわかるように、結局266.62をTは手にすることになります。

そうすると、通常利益については無制限の投資機会があるが、超過利益については投資機会が限られているという現実的なモデルで考えると、即時控除の効果は、通常利益非課税に近似することになります。そして、先に見た消費課税と資産性所得非課税でも、競争的な市場で得られる資産性所得が通常利益率に基づくものであるとすると、資産性所得非課税は通常利益非課税に近似すると考えられます。このように、消費課税と通常利益非課税の等価性が経済学ではいわれています。

4 所得課税と通常利益課税

例4は、通常利益の部分にも課税をする所得課税の例です。これまでの例に比べると、手取りは減っています。このことは、所得課税の本質的な特徴である資産収益課税を示しています。

ところで、所得課税は超過利益から税収を確保できるか、という問題があります。どういうことかという、確かに所得税や法人税では、超過利益の課税はありますが、しかし、全ての利益と損失を平準化したものが通常利益であるとする、超過利益が出れば、その裏側で損失が出ていることになります。したがって、もし完全な損失控除が可能であれば、最終的には利益と損失が相殺されてしまって、超過利益の課税は行われないことになります。

5 即時控除と減価償却+利子控除

資料4頁例5は、即時償却を認めた場合と、減価償却控除および利子控除を認めた場合を示しています。

(1)の定額法減価償却では、Tは、第0年度に借入金100によって資産を取得します。利子率は通常利益率10%とします。現在価値割引率も同じです。この資産には、第1年度から3年間

の定額法減価償却を行います。Tには、これ以外に資産はありません。利子控除については、ここが重要ですが、期首資産簿価に係る支払利子、すなわち、期首資産簿価に通常利益率を乗じた金額とします。そうすると、減価償却と利子控除の金額の合計額の現在価値は、資産取得費である100になります。

(2)の遅れた減価償却でも、(3)の即時償却でも、控除の現在価値は同じ100になります。

減価償却のスピードを変えても、控除の現在価値が100であって変わらないことは、減価償却方法に対して中立的な税制であることを意味します。期首資産簿価に対応する利子を控除いたしますと、減価償却に中立的な課税になるわけです。このことは、数学的に厳密な証明をすることができますが、直感的には、支払利子控除と減価償却控除の間に、どちらかを増やせば他方が減るという関係が成立し、打ち消し合っていると理解できます。速く償却をし過ぎると利子控除が減ってしまう、償却が遅れたとしても、その分利子控除が大きくなるので損はしない、ということになるわけです。この関係が、後に議論するACEなどの税制の根底に置かれています。

しかしながら、別の見方をすれば、このような関係を持つ利子控除と減価償却控除とは、即時控除と等しいともいえます。即時償却を認めて、利子控除はやめるとのと同じとも見られるわけです。

さらに、即時償却が消費課税に等しいことを思い起こすと、減価償却+期首資産簿価に対応する利子控除という税制は、消費課税であることになります。このことは、消費課税の方向に向かって法人税を改革する考え方に結びつきます。そして、利子だけではなくて配当も同様に考えればどうかという発想になるだろうと思われます。これも、後ほど述べるACEの基礎となります。

そこからさらに進むと、利子と配当が実際に支払われようが支払われまいが、一定額を控除

してしまうというという考え方も出てきます。つまり、利子控除を認めてしまうと、通常利益課税は完全にはできないので、そうであれば、より簡素で中立的な税制を作るべきであり、減価償却といった規定を置く必要はなくなるというわけです。いずれにしても、こういった減価償却控除と利子控除の関係、そして消費課税、通常利益非課税の関係というものからさまざまな発想が出てきて、この後見ていく改革案になっています。

Ⅲ 租税の負担者と課税ベース

ここまで、私たちは、法人税を、支払利子や償却方法に中立的な租税であって、その中身は実質的には消費課税であるものに改革すること、また、既に現在の法人税自体が、消費課税の性質を強く帯びているのではないかということを考えて来ました。しかし、先に述べたように、制度のあり方と税の負担者について疑問が残っています。消費税であれば、課税売上と仕入税額控除による税の連鎖により、最終消費者に税負担を転嫁する仕組みを持っているのに、法人税の課税ベースだけ入れ替えて、それを消費課税といえるのかという疑問です。

この疑問には、マクロな視点とミクロな視点からアプローチすべきであると考えられます。国や経済社会を通観するマクロで全般的な視点からいうと、資産性所得非課税や即時控除の法人税、そして、消費税法が定める消費税は、いずれも消費があれば税収が生じます。国から見ると、民間で消費という行為が行われたら税収が入りますので、マクロな視点に立つ限りは、消費が課税ベースであることは疑いありません。

しかし、法律学は、個人ひとりひとりを対象にするというミクロな視点を持っています。そのミクロな視点では、消費課税の対象である消費者と、経済的には消費課税と等価である給与所得税の対象である被用者との間で、人的同一性が全く保証されていないことが浮かび上がり

ます。たとえば、給与所得税を負担しない単独事業者や、貯蓄の取崩しや借入れによって生活する人たちも、消費税は負担しています。高い賃金を得て給与所得税を支払いながら、消費はあまりしない人も考えられます。

法的な納税義務者と実質的な税負担者との関係も問題となります。消費税は事業者が納税をします。給与所得税も、ほとんどは事業者における源泉徴収によって課税関係が終了しています。では、通常利益を非課税とするような租税を作って、その直接の納税義務者を法人とすれば、どうなるのでしょうか。消費税でも給与所得税の源泉徴収でも、法人が納税義務者です。これを消費税と呼べば消費者によって負担されることになり、給与所得税と呼べば被用者によって負担することになるのでしょうか。法人税と呼べば株主によって負担されるのでしょうか。

さらに問われることは、ミクロなレベルで納税者ひとりひとりを見たときに、租税負担の実質、租税を負担することの意味は何か、ということです。一般に考えられることは、租税を負担すれば、その分、使えるお金、可処分所得、消費が減少するということだと思われます。ただし、法人は消費の主体にはなり得ないので、法人を納税義務者とする租税については、個人による負担、つまり転嫁を考えることになります。しかし、この転嫁がどのように生じるのかは、少なくともミクロなひとりひとりのレベルでは、不可知、知ることができないといわざるを得ないと思います。

もうひとつの税負担の実質的な意味として、税負担による投資の減少があります。これまで見た例では、そのように仮定していました。25の税を支払ったから125の投資ではなくて100の投資になりますというような説明をしていましたが、それは結局、税負担によって投資が縮小すると扱っていたわけです。この意味の税負担であれば、法人にも観念することができます。しかし、これは価値判断の問題ですが、税負担の究極的な意味は、やはり個人消費の減少に求



めておきたいと思います。そうすると、ミクロなレベルにおいて、事実としての税負担がどうなっているかは、少なくとも法人を納税義務者とする租税については不可知だということになります。

では、租税の実質的な負担者は、法制度的には、つまり、税制の設計や租税法の解釈適用においては、どう考えられているのでしょうか。私は、一種の擬制による割り切りが行われていると思います。これを、制度的擬制ということにします。たとえば、支払給与に対して、支払者たる法人は源泉徴収義務を負いますが、租税は被用者が負担している、被用者の給料が減少することにして所得税法は作られています。消費税や付加価値税は、最終消費者が税負担を負っていると、税制は考えています。もちろん、労働の供給にも消費財の購入にも弾力性がありますから、税負担をかければ、使用者と被用者、事業者と消費者の両方に帰着する、つまり、両方が貧しくなります。にもかかわらず、法人が給与所得税の源泉徴収をすれば、それは被用者

が負担している。法人が消費税を納税すれば、それは消費者に転嫁されていくことが、法律上は前提とされ、擬制されていることになります。法人税についても同じであり、所得税における配当税額控除や、法人税での同族会社の留保金課税、受取配当の益金不算入といった規定は、法人税が株主によって負担されている前提、擬制に基づいて設けられています。

こうしたことは、事実としては実証できないし、さらにいえば、契約自由を保障する資本主義国家において、事実として誰が租税を負担するかを法律で決めることは、できないと思います。取引価格を法で決めることはできないからです。考えてみると、所得税でも、一家の生計保持者に課税をすれば、その家族も貧しくなる、家族の消費も減少する。これは間違いのないわけですし、例えば国家の刑罰権の行使であっても、その刑罰は、もっぱらその本人に対して科しているのですが、周りの人が不利な影響を受けることは、否定できないと思います。

私は法人税の研究を始めてもう30年くらいに

なりますが、この問題にはずっと悩み続けてきました。これに関連する問題をもうひとつ申し上げると、それは、法人税の課税ベースと称するものは一体何かということです。

法人税の課税ベースというものを考え出すと、これもかなり難しい問題になってきます。法人税の課税ベースは所得ですといえ、済むわけではありません。以下では様々な制度を見ていきますが、それらの制度が念頭におく税負担のあり方から見ると、相当に広い範囲を学問的には考えておく必要があるだろうと思います。すなわち、法人格の有無にかかわらず、事業のための組織、つまり事業体、組織体、英語では firm といいますが、この事業体の段階、firm level において計算される数値であって、当該事業体または関連する他の納税義務者の納税義務の金額に実質的に関係するものということになるだろうと思います。転嫁を見越して関連する納税者というものを入れ、firm level の税負担というものを考える必要があるからです。そうすると、法人税法上の所得が法人税の課税ベースであることは間違いありませんが、消費税法に基づいて計算される税額や被用者の源泉徴収税額といったもの、あるいは源泉徴収税を算定するための数値といったものも、法人税の課税ベースに該当するとして、広く法人税の課税ベースを取って、報告を進めます。また、人格のない社団・財団、信託、組合といった事業体において算出される損益も、法人税の課税ベースとして考察の対象に含めます。

さて、これから様々な改革案を見ていきますが、それに先だって、伝統的な法人税が3つのバイアスを持っていることを確認しておきます。それは、(a)法人形態による事業活動には、法人税と所得税の二重課税が生じるため、

非法人より不利になること、(b)支払利子が控除されるのに支払配当は控除できないため、資金調達方法として借入れが有利になること、(c)株主にとって、法人に利益を留保させる方が配当をさせるよりも有利になることです。

こうしたバイアスを是正する方法として、伝統的には、所得課税を追求する方向で、たとえば法人税をパス・スルー課税に変えることなどが考えられてきました。しかし、他方で、法人税を消費課税にすることでも、バイアスはなくなります。以下では、まず、後者から見てゆくことにします。

Ⅳ 法人税型消費税

法人税型消費税とは、法人を納税義務者とする消費課税（通常利益非課税）をいいます。所得控除型の消費税、先ほど Income VAT と呼んだものがそのひとつです。法人税改革案としては、大きく3つのグループに分かれます。二段階型消費税、キャッシュフロー税、そして、ACE（Allowance for Corporate Equity）です。

1 二段階消費税

(1) The Flat Tax

The Flat Tax は、以下で述べるような米国におけるこの種の租税の原点的なもの、消費課税化を目指す改革案の原点といえるものです。Robert E. Hall と Alvin Rabushka によって提案されました²。所得控除型消費税（Income VAT）の課税ベース（支払給与損金不算入、支払利子など金融取引は課税対象外、資産即時償却）をまず考えます。ここから、支払給与の損金不算入だけはやめ、損金算入を認めます。そして、この支払給与については、受け取った

2 Robert E. Hall & Alvin Rabushka, The Flat Tax (Hoover Inst., 1985) ; The Flat Tax (Hoover Inst., 2d ed. 1995) ; The Flat Tax (Second edition), (Hoover Inst., 2007).

被用者の側で課税をします。ですから、マクロな視点では、法人（事業体）とその被用者たる個人との2段階で、全体として消費税の課税ベースが形成されることになります。資産性所得には、一切課税がありません。

なぜ Income VAT をそのまま使わずに、支払給与のところだけは被用者側に納税義務を課して法人側で控除をするのかというと、たとえば基礎控除や扶養控除のような人的控除を被用者に与えて、給与の部分の人税化する、人の個別の状況を税負担に反映させるためです。しかし、この結果、ミクロな視点では、課税ベースは、賃金であって消費ではないことになります。

The Flat Tax は、その名称からも分かるように、19%の比例税率の税制です。1981年は、ちょうどレーガン政権の直前で、所得税の最高税率が50%を超え、法人税率が46%でした。その中で、Hall と Rabushka が半分未満の19%という税率を使っても同じだけの税収が得られることを示し、大きな反響を呼んだ税制改革の提案です。

この The Flat Tax がさまざまに応用され、次の X-tax やその次の GIT といったものが出てきました。いずれも、The Flat Tax における消費課税の人税化をさらに進める方向性を持つものです。

(2) X-tax

X-Tax は、David Bradford という高名な経済学者が、1986年、ちょうどレーガン税制改革のあった年に、提案したものです³。内容としては、The Flat Tax の被用者課税部分の人税化をさらに進めて、累進課税を導入したものです。最高税率は35%、基礎控除や扶養控除があります。

(3) GIT (The Growth and Investment Tax Plan)

以上の2つの改革案では、資産性所得は一切非課税でした。しかし、これは、当時の米国では、低所得者層の反発を招き、政治的に実現は困難であると予想されました。そこで、現実的な方向としては、資産性所得への課税を組み入れることが考えられます。このような背景から、2005年に、ブッシュ大統領の顧問会議が、成長志向型の税制として、GIT (The Growth and Investment Tax Plan) を提案しました⁴。

GIT も、企業への課税と、個人（被用者、家計）への課税の2つの部分から構成されています。企業への課税は、X-tax とほぼ同じ、つまり受取利子や受取配当は非課税、支払利子・支払配当は非控除、資産は即時控除、そして給与は控除するというものです。税率は30%です。ただし、金融機関については、受取利子や配当は課税、支払利子は控除にしています。

個人所得税については、勤労性所得は X-Tax と同様ですが、受取利子や受取配当、キャピタル・ゲインに対して、15%という当時のアメリカにおいてはかなり低い比例税率の課税をします。一種の二元的所得税のようなことを考えていたわけです。

GIT では、資産性所得への課税を通じて通常利益も課税の対象になりますので、消費課税の範疇を超えるものであると整理されます。

4 キャッシュフロー法人税

(1) R+F ベース（ミード報告書）

1978年に英国の Institute for Fiscal Studies から公表されたミード報告書は、法人課税として、3種類のキャッシュフロー税（現金収入・支出税）を提案しました。ここでは、そのうち

3 David F. Bradford, *Untangling the Income Tax* (Harvard University Press, 1986) 329-334.

4 President's Advisory Panel on Federal Tax Reform, *Simple, Fair, and Pro-Growth: Proposals to Fix America's Tax System* (2005).

のひとつ、「R+F ベース」と呼ばれるものを取り上げます。

ミード報告書の主眼は、法人税改革ではなく、個人課税の改革にありました。その主要部分は、個人に対する所得課税を廃止し、一般支出税を導入する改革案でした。報告書が出たのは1978年で、この当時のヨーロッパ大陸では、VAT（付加価値税）が大きく成長していました。英国には、伝統的に大陸とは距離を置く姿勢があり、英国型の消費課税を考えて、この一般支出税を考え出したのだらうと思います。この租税がVATと異なるのは、金融取引、つまり預金や預金の取り崩し、受取利子や支払利子、キャピタル・ゲイン、キャピタル・ロスといったものを課税の対象に取り込み、キャッシュフロー・ベースで課税をする点です。貯金をすれば課税ベースは減少し、取り崩せば増加します。このようなキャッシュフロー税を、まず個人に対して導入します。

この前提で、法人税をどうすれば一般支出税とのマッチングがよいかという観点から、3つの法人税改革が示されました。そのうちのひとつが、R+F ベースの法人税です。この法人税もキャッシュフロー税です。Rとは、Real、実資産ということです。日本の消費税やヨーロッパのVATが対象としているような資産と役務になります。Fは、Finance、金融取引です。R+F ベースの法人税も、個人に対する一般支出税と同じように、金融取引を含めて課税ベースを作るということになります。Fが入ってくるので、支払給与は控除されます。支払利子も控除されます。ただし、出資の受入れと配当や分配は、課税対象外です。ミード報告書における個人と法人の課税は、2段階消費税として取り上げた米国のやり方と似ているところがあります。先に存在したミード報告書が、米国で参

照されたのかもしれませんが。

(2) MCT (The Modern Corporate Tax)

ミード報告書のやり方が米国に直接的に持ち込まれたのは、MCT (The Modern Corporate Tax)においてでした⁵。これは、UC バークレーのAlan Auerbachが、2010年に提案した法人税改革案で、2つの柱からなるものです。

ひとつは、国際課税の改革です。現状の国際課税の原則を変更し、消費税と同じように仕向地主義に基づく改革ができないかというわけです。GATT違反の問題を含めて非常に面白いのですが、本日の報告ではオミットいたします。

もうひとつは、法人税の課税ベースをミード報告書におけるR+Fと同じキャッシュフロー税にすることです。つまり、資産取得や投資は、実資産でも金融資産でも即時控除をする、譲渡や運用からの収益は原価の控除を認めずに課税をする、支払利子は控除する、ということになります。出資の受入れと配当や分配は、課税対象外です。

MCTでも、前述のR+Fベースの法人税でも、所得税との関係が重要なモーメントになっています。先ほど少し説明を飛ばしましたが、ミード報告書のR+Fベースには、ある実践的な意図があったと思われます。当時の英国を含むヨーロッパ諸国では、個人所得税と法人税との間でインピュテーション方式による二重課税排除措置が一般化していました。しかし、将来的に法人税率が下降し、二重課税排除措置を維持できないことが意識されていたと推測されます。このことは、多くの国で現実になりました。R+Fベースの法人税の記述では、インピュテーション方式の廃止が明記されています。R+Fベースの法人税は、もう所得を課税ベースとする租税ではないので、個人所得税との間の

5 Alan J. Auerbach, A Modern Corporate Tax (The Brookings Institution, 2010).

二重課税は生じないといえるわけです。だから、たとえ個人所得税を維持しても、インピュテーションは不要であることになります。MCTでも、同じことが述べられています。法人段階課税の課税ベースが消費になったので、株主・法人二重課税は生じない、したがって、二重課税により法人形態が不利になるバイアスは解消されると述べています。

これが本当か嘘かは、微妙なところです。法人が租税を負担すれば、その全部かどうかは分かりませんが、株主へ配当される利益は減ると思われます。そうであれば、何らかの調整措置があってもよいかもしれません。しかしながら、配当利益が減ることは、法人が家賃を払っても原料を買っても、同じだと思います。費用が生じれば、利益が減りますから、株主の取り分は減ります。たぶん、今日の法人経営者の方々は、法人税は費用、コストであると認識し、コストと同様に税負担も削減したい、と考えているのではないかと思います。この認識は、法人税の課税ベースが何であるかには、あまり関係がないかもしれません。二重課税排除措置が必要なのは、法人段階で課される租税の課税ベースが個人課税のそれと重複するからでしょうか、それとも、法人税の課税ベースが何であるかにかかわらず、法人形態をとることによる税負担の増加があるからでしょうか。MTCやR+Fベースの法人税は、前者の考え方を取ったわけです。

3 ACE (Allowance for Corporate Equity)

(1) 概要

ACE (Allowance for Corporate Equity, 法人資本控除)は、1991年に、やはり英国のInstitute for Fiscal Studiesが提案をした法人税改革の手段、仕組みです。国際通貨基金(IMF)の報告書やマリーズ・レビューでも積極的に評価されています。ACEとは、法人の自己資本の一定割合を課税ベースから控除することです。Allowanceは、控除するという意味です。ここでの自己資本は、留保利益を含む金額で、純資

産の帳簿価額の総額に等しいもの、つまり、資産マイナス負債になります。これに乗じられる一定割合は、この案では通常利益率とされていました(各国が、別の率を定めることもできます)。そうすると、このACEを導入した法人税では、通常利益に課税をしない、消費課税が成立をすることになります。

(2) ACEと償却控除

資料7頁の表をご覧ください。ある法人が、第0年度末に、持分投資による資金調達によって、1,000の資産を取得しました。この投資から、1年で20%、200の収益を上げましたが、経済的減価償却が10%生じました。そして、ここが興味深いのですが、資金調達コスト(Cost of Capital)とされるものが、10%、100生じています。表の中央列「経済的利得」にあるように、ACEでは、この投資による真の経済的所得は100と認識されます。そして、課税においても資金調達コストの控除を認めることにより、課税前の利益率10と等しい課税後の利益率が実現され、課税前後の利益率が等しいという意味での中立性が確保されると考えるわけです。

しかし、課税前後の利益率が等しいのであれば、それは所得課税ではありません。所得課税は資本収益に対して課税をしますから、当たり前のことですが、課税後の利益率は課税前より減少します。これが所得課税の本質なのですが、そうならないのが正しいというのが、このACEの考え方です。これは消費課税の考え方になると思われます。表右列の「ACEシステム」を見ると、ACEの金額は、期首における持分投資の10%になっています。

なお、この表では過大な減価償却が行われ、資産に含み益が生じ、資産売却により取り戻されて課税を受けることも示されています。

(3) ACEとキャピタル・ゲイン

資料8頁の表にまいります。自己資本によって取得した資産があり、その資産に含み益

1,000がある例です。この含み益を、第1年度に実現するか、第2年度に実現するかによって、税負担と課税後の収益がどうなるかが比較されています。通常利益率は10%です。左の2つの列は、現行制度では、課税時期を第2年度に繰り延べた方が、より大きな課税所得が得られることを示しています。これに対して、右側のACEでは、第1年度に実現した場合、得られた収益が第2年度においてACEの対象となります。含み益であればB/Sに計上されないもので、ACEの対象にはなりません、実現すれば、現金その他資産になり、B/Sに計上されてACEの対象になります。このときのACEは、課税繰延べの利益と同額の利益を与えるので、含み益の実現時点に対して中立的な課税となります。したがって、キャピタル・ゲインに対するロックイン効果が生じないことになるわけです。

さらに大切なことは、7頁の表にある過大な減価償却についても、今述べたことが全く同じように成り立つことです。つまり、過大償却額150は含み益となりますが、ACEの下では、この含み益がいつ実現されるかによる税負担の差は生じません。別の言い方をすれば、減価償却をどのように行っても、ACEの作用により税負担は左右されないことになります。II 5で、資産簿価に対応する利子控除と減価償却を認める税制が償却控除の速度に中立的であることを見ましたが、ACEの作用も、償却方法に中立的な課税を実現します。

V 所得課税の追求

1 日本の現行法

ここでは、消費課税への転換とは逆に、所得課税の追求の方向を探ります。日本の制度につ

いては、法人税と所得税における種々の利子控除制限をどのように考えるか、考え直すかが重要であり、利子控除が制限されていることにより、個人と法人を通じて見れば、所得課税に近づいているという側面があるのですが、ここでは省略します。

2 CBIT (Comprehensive Business Income Tax)

(1) 概要

CBIT (Comprehensive Business Income Tax) は、米国の1986年税制改正法、第2期レーガン政権下での税制改革ですが、この法律で、連邦議会は財務省に対して、法人税のあるべき姿を研究して報告書を出すように指令を行いました。財務省が、6年がかりで研究をし、92年に連邦議会に提出をした報告書で示された税制がCBITです⁶。

CBITは、前述の3つの歪曲を取り除くことに主眼を置き、法人税だけではなくて個人所得税にも改革を行うことにしました。そして、個人と法人を通じて見れば、事業所得が必ず1回だけ課税を受ける税制を示しました。

CBITの具体的な仕組みは、まず、零細なものを除く事業を、法人格の有無を問わずにCBIT事業体(CBIT entity)とします。そして、CBIT事業体に対して、現行法人税から利子控除を認めず、受取利子と受取配当は全部非課税とする課税を行います。税率は個人最高税率に設定されます。個人については、受取配当と受取利子を非課税とします。キャピタル・ゲインについては、後述します。このようにすることで、持分投資と貸付投資、自己資本と借入れは、法人段階でも個人段階でも全く同じように扱われるということになります。

損失控除については、CBIT事業体で生じた

6 Report of The Department of The Treasury on Integration of The Individual and Corporate Tax Systems Taxing Business Income Once (1992).

損失は、あくまでも CBIT 事業体で吸収をすることとし、個人投資家には到達させないことになっています。したがって、タックス・シェルターのように、パートナーシップ段階で損失を作り出し、それを個人が控除するといったことはできないことになります。

CBIT は、個人所得税と法人税との統合として提案されていますが、利子控除を一切認めないので、通常利益の課税を確保した税制であるともいえます。

(2) 事業体の非課税所得

CBIT にも、いくつかの問題点があります。ひとつは、CBIT 事業体において非課税の所得が出たときにどうするかです。非課税だから、個人投資家段階でも非課税でいいと考えられるかもしれませんが、財務省はそうは考えませんでした。CBIT 事業体で課税を受けなかった所得は、投資家段階では課税をすることとされました。この非課税になった所得には、明示的な非課税所得だけではなく、たとえば、外国税額控除により実質的に米国の課税が行われていない所得も含まれます。

このような所得を個人投資家段階で課税するために、補完税 (compensatory tax) が導入されます。また、補完税のために必要になるのが、事業体段階でどれだけの所得が課税を受けているか (したがって、投資家が非課税で受け取ることができるか) を示す数値です。この数値を示す勘定として、EDA (Excludable Distributions Account) が設定されます。これらは、制度を複雑化します。

しかし、同様の複雑さは、インピュテーション方式による統合でも生じていました。たとえば、かつてのドイツのインピュテーション方式では、配当原資となる留保利益をいくつかの種類に分けて法人にそれらを管理させ、株主での課税を変えていました。法人段階で課税されていない所得は、二重課税が起らないので、個人段階で課税をしてもいい、というより、課税

すべきである、また、法人段階で軽課されている所得は、その分個人段階で課税すべきであると考えていたわけです。CBIT も同じで、それが制度を複雑化させました。

(3) 株式キャピタル・ゲイン課税

さらに難しい問題は、株式キャピタル・ゲイン課税です。CBIT 事業体の株式や持分を譲渡したとき、譲渡益損を課税の対象にすべきなのか、そうではないのかが問題になります。原則論として、もし CBIT 事業体で全ての所得が課税されているのなら、その留保利益は課税済みですから、それをあらわす株式や持分の譲渡益に課税することは、二重課税になります。しかし、同時に、前述のように EDA によって事業体段階での非課税所得を構成員に課税するのであれば、株式や持分の値上り益の中にも、事業体段階非課税所得に対応する部分が含まれているので、それは株式譲渡益として課税すべきことになります。この区別をきちんとするには、さらに複雑化な仕組みが必要になります。

こうしたことから、財務省案の原則は、株式譲渡損益非課税でした。しかし、これに対して、資産の譲渡と株式や持分の譲渡との間には、相互に可換性があるという反論が行われました。つまり、資産の譲渡に代えて、その資産を適格現物出資して株式に変え、その株式を譲渡すれば、株式譲渡が非課税であれば、資産を実質的に非課税で譲渡できることになります。そうすると、事業体間では非課税で株式譲渡を行い、最後に消費者が実物資産を手にしたときに、現物分配による課税が生じます。こうすれば、事業体間取引 (B2B 取引) は非課税になるので、これは消費税であるという批判がされました。そうすると、株式キャピタル・ゲインにも課税が必要になります。

財務省は、二重課税が生じないための DRIP (Dividend Reinvestment Plans) という制度を導入し、株式キャピタル・ゲイン課税を行うことも提案しています。DRIP とは、ごく大まか

にいうと、事業体に利益が生じたとき、これに対応して、株主における株式取得価額を引き上げる制度です。詳細は複雑になるので、省略します。

3 BEIT (Business Enterprise Income Tax)

(1) 概要

最後に、BEIT (Business Enterprise Income Tax. バイトと発音) を見ます⁷。Edward D. Kleinbard が2007年に提案をした税制改革案です。BEIT は、CBIT と同じように事業体と個人の2段階で所得課税を実現しようとする税制です。この事業体には、法人ではない組織や個人事業（零細なものは除く。）が含まれます。また、50%超の持分保有関係にある事業体は、全て強制的な連結申告の対象になります。これを、スーパー連結申告 (Super-consolidation) と呼びます。

BEIT の骨格は、COCA (Cost of Capital Allowance. 資金調達費用控除) にあります。COCA とは、事業体における自己資本と借入れの合計額、言い換えれば、借方側の資産簿価の総額、これに通常利益率を乗じた金額の控除を認める制度です。ただし、実額の支払利子控除は認めません。ACE を借入れにも拡張したものと理解できます。

そして、ここからが面白いのですが、その反面、投資者（事業体を含む。）に対して、持分投資と貸付投資の両方の投資簿価（債券や株式の取得価額など）に、通常利益率を掛けた金額を所得に算入します。実際に受けた配当や利子は無視されます。実際の受取りとは無関係に、投資額に通常利益率を掛けた金額を所得とみなして課税をするわけです。これを Minimum Inclusion と呼びます。これによって、通常利益率課税を確保します。

(2) COCA (Cost of Capital Allowance)

COCA は、ACE を想起させますが、対象に借入れが含まれるので、事業体だけを見れば、完全な消費課税が行われることになります。また、COCA と償却方法との関係は、ACE と償却方法との関係と同じであり、減価償却をどのように行っても、COCA の作用により中立的な課税が実現されることになります。

しかし、このことは反面で、COCA などを導入しなくても、即時償却を認めればいいのではないか、それなら、以下で述べるような COCA に伴う複雑なことも不要になるのではないか、という批判をよびました。

(3) みなし通常利益課税 (Minimum Inclusion)

みなし通常利益課税は、投資簿価に通常利益率を乗じた金額を所得とみなして課税をするものですが、これに対しては、当然のことながら、全く手にしていない利益、未実現の利益に課税することへの疑問が生じます。それだけでなく、投資先の事業体が欠損を生じたり倒産しそうになったりしても、この課税はあります。こうなると、未実現利益ですらないような数値に課税をすることになり、所得課税の範疇を超えているかもしれません。角度を変えて見れば、事業体段階は消費課税にしてしまっただけでも税制全体では所得課税、つまり通常利益課税、資本収益課税を確保しようとするので、無理が生じているといえます。

みなし通常利益課税に伴って制度を複雑化させる要素として、株式や持分の譲渡に対する課税と、通常利益を超える分配を受けた場合の課税があります。前者については、みなし通常利益課税の対象とされた金額（通常利益の金額）だけ、株式や持分の取得価額を増額します。逆に分配を受けたときは、通常利益までは、非課税

7 Edward D. Kleinbard, Rehabilitating the Business Income Tax (Brookings Institution Hamilton Project, 2007).



とするとともに、株式や持分の取得価額を減額します。厄介なのは、後者、通常利益を超える分配や株式や持分の譲渡から生じた利益（合わせて超過分配（Excess Distribution）といいます。）の扱いです。超過分配に対しては低い税率による課税を行うことが提案されています。事業体における非課税や未実現などにより完全な課税が行われないことを補完するための投資者課税と位置づけられています、議論の余地があります。

(4) 損失

事業体段階の損失は、CBITと同様、投資者にパス・スルーせず、事業体の段階で繰越控除をさせます。投資者段階で損失が生じた場合の扱いは、従前に受けたみなし通常利益課税との関係などで、とても複雑なものとなっています。ここでは省略します。

(5) 組織再編

米国の極めて複雑な組織再編税制は、全廃されます。組織再編は全て、パーチェス法、時価

譲渡として扱うという非常に思い切った方針が示されています。これは、極めて魅力的な提案であると思います。このようにしても、前述のスーパー連結申告がありますので、持分50%超の関係があれば連結内での譲渡となり、課税機会にはなりません。

Ⅵ 課税ベースの今後

最後に、本日の報告をまとめ、将来を展望します。

本日の報告では、多くの改革案が消費課税（通常利益非課税）として事業課税を形成していることを述べました。事業体段階だけで所得課税を完結させることは困難であること、これが、本日の検討からの結論です。

報告で取り上げた改革案の多くは前世紀のものでしたから、今後を展望するためには、近年の変化を組み入れる必要があります。そのような要素として、①多国籍企業の成長と資本の国際移転の増加、②自己資本と借入れとの境界の不明確化、③パス・スルー事業体の利用増が指

摘されていますが、これらのいずれもが、事業段階での通常利益課税を困難にしていると考えられます。そうすると、今後のわが国における法人税の再生の方向としても、消費課税化を検討すべきだと思われるわけです。また、報告では、多くの改革案が、法人税改革を個人課税の改革と一緒に考えていることを申し上げました。そのためには、事業形態、つまり法人格の有無には中立的な課税のあり方を考えていくべきであると思われます。

最後に、より根本的には、The Flat Tax にはじまる２段階の枠組みによる税制の構築や分

析の有効性も問われます。上記①～③は、事業や資本といった物的な要素についてのものですが、今後は、人的な要素、たとえば、人の国際移動やヒューマン・キャピタルの影響力の増大、ヒューマン・キャピタルの境界の不明確化が重要になるでしょう。さらには、ひとりひとりの幸福追求や自己実現といった観点から見たときの消費の多様化、複雑化も考えなければなりません。消費という概念の把握も、ミクロなレベルではさらに困難になっていくだろうと思われます。

以上で、報告を終わります。

資 料

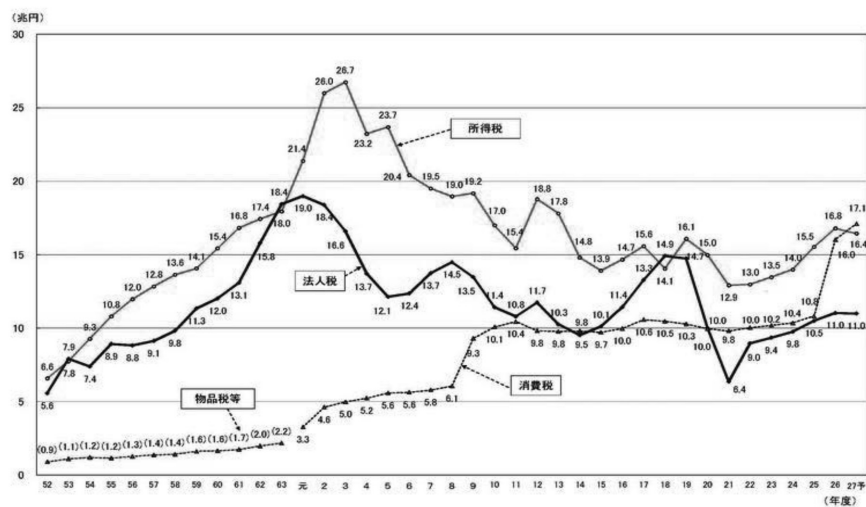
法人税の課税ベースと消費課税

岡村 忠生（京都大学）

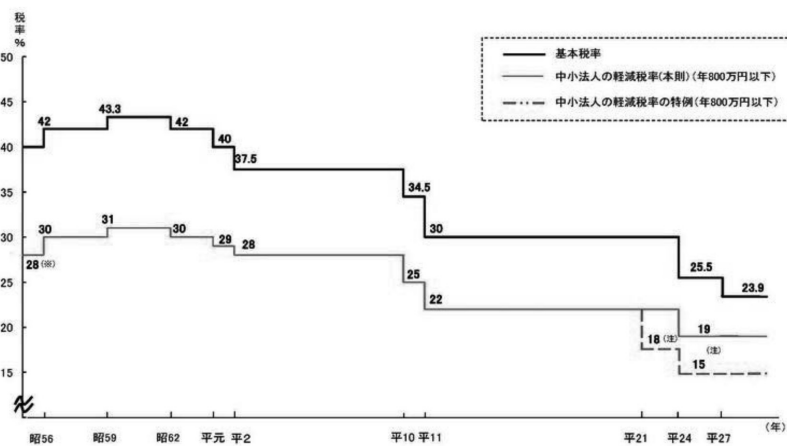
I はじめに

法人税の凋落？

税収（出典：財務省ウェブサイト）



税率（出典：財務省ウェブサイト）



課税ベース

所得課税としての法人税

消費税・付加価値税との比較

資産即時控除、支払給与、支払利子など金融取引

法人税の再生

Primary Balance 2020 に向けた役割

課税ベースと負担者

II 基礎的考察

1 利子控除

利子率 = 金銭の時間的価値（通常利益） + リスク

利子控除があると、通常利益に対する課税ができない¹。

通常利益

完全な資本市場の下で常に得ることのできるリスクのない利益

超過利益（economic rent）

ユニークな投資機会（特許、独占など）があれば得られる利益

2 消費課税と通常利益非課税

例 1 消費課税と資産性所得非課税の等価性

(1) 消費課税

第 0 年度、20%の課税に服する納税者 T は、125 の賃金を得た。T は、この金額を消費せず、通常利益率（年複利 10%）で貯金した。3 年後、貯金は $166.375 (= 125 \times 1.1^3)$ となる。ここから、 $33.275 (= 166.375 \times 20\%)$ の租税を支払い、133.1 を消費することができる。

(2) 資産性所得非課税

T は、第 0 年度に 25 の租税を支払い、100 を通常利益率で貯金する。3 年後、貯金は $133.1 (= 100 \times 1.1^3)$ となり、資産性所得非課税のため、この金額を手にする。

¹ 以下では、Alvin C. Warren, The Business Enterprise Income Tax: A First Appraisal, 118 Tax Notes 921 (2008) の例を用いた。

3 即時控除と通常利益非課税

例 2 即時控除と資産性所得非課税の等価性

(1) 即時控除

第 0 年度、T は、125 の賃金を得た。T は土地を取得するが、即時控除のため税負担が生じないので、125 の土地を取得できる。土地は、3 年間で 3 倍の 375 に値上がりした。T の課税利益は 375 (取得価額ゼロ)、租税 75 ($= 375 \times 20\%$) を支払い、300 を手にする。

(2) 資産性所得非課税

T は、第 0 年度に 25 の租税を支払い、100 の土地を取得する。土地は 3 年間で 3 倍の 300 に値上がりし、資産性所得非課税のため、300 を手にする。

例 3 超過利益投資機会の制限と通常利益非課税

(1) 即時控除

例 2 (1) で、3 倍に値上がりする土地は 100 しか取得できず、残額 25 は通常利益率 (年複利 10%) の貯金を行う。3 年後、100 の土地は 300、投資は 33.275 ($= 25 \times 1.1^3$) となる。いずれも取得価額はゼロであるから、66.655 ($= 333.275 \times 20\%$) の税を支払い、266.62 を手にする。

(2) 通常利益非課税

例 2 (2) で、通常利益のみ非課税とする。譲渡益 200 (収益 300 - 取得価額 100) のうち、通常利益 33.1 (100 の投資から 3 年間の通常利回り $1.1^3 = 1.331$ により得られる利益) だけが非課税、残りの利益 (超過利益) 166.9 に 20%、33.38 の課税を受けるので、266.62 を手にする。

4 所得課税と通常利益課税

例 4 所得課税 (通常利益課税)

T は、第 0 年度に租税 25 を支払い、土地 100 を取得する。3 年後、譲渡益 200 に課税を受け、260 を手にする。これは、例 2 より通常利益に対する税額 6.62 ($= 33.10 \times 20\%$) 少ない。

通常利益への課税の有無により、所得課税と消費課税を区別

所得課税は、超過利益への課税から税収を確保できるか？

完全な損失控除があれば、超過利益は相殺消滅

5 即時控除と減価償却 + 利子控除

例 5 資産簿価に基づく利子控除の制限

(1) 定額法減価償却

T は、第 0 年度に借入資金 100（利率 10%、現在価値割引率も同じ）により資産を取得する。第 1 年度から 3 年間の定額法減価償却が認められる。T には、これ以外に資産はない。利子控除は、期首資産簿価に制限される。

年度	減価償却控除	利子控除	控除合計	第 0 年度の現在価値
1	33.33	10.00	43.33	39.39
2	33.33	6.66	40.00	33.06
3	33.33	3.33	36.67	27.55
合計				100.00

(2) 遅れた減価償却

上記(1)で、減価償却は第 2、3 年度に 50 ずつ認められる。

年度	減価償却控除	利子控除	控除合計	第 0 年度の現在価値
1	-	10.00	10.00	9.09
2	50.00	10.00	60.00	49.59
3	50.00	5.00	55.00	241.32
合計				100.00

(3) 即時償却

上記(1)で、現在価値は、第 1 年度に 100 認められる。

年度	減価償却控除	利子控除	控除合計	第 0 年度の現在価値
1	100.00	10.00	110.00	100.00
2	-	-	-	-
3	-	-	-	-
合計				100.00

いずれにおいても、控除の現在価値は変わらない。

期首資産簿価に対応する利子を控除すると、減価償却に中立な課税となる。

支払利子控除と減価償却控除が打ち消し合い、一定の金額となる。

通常利益（支払利子率）への課税はできない。

→ 法人税の消費課税化

では、同じ上限で、利子だけでなく、配当も控除していいのではないか。

いずれにしても、消費課税になっている。

A C E（後述）の考え方

さらに、利子や配当の支払いの有無にかかわらず、控除を認めてはどうか。

資産簿価の総額に通常利益率を乗じた金額を控除

利子控除を認める以上、通常利益課税は完全にはできない。

そうであれば、より簡素で中立的な税制を作るべきではないか。

租税法が減価償却を規律する必要はなくなる。

III 租税の負担者と課税ベース

マクロな視点、ミクロな視点

法人税と消費税

租税を負担するとは？

消費の削減、

投資の縮小

制度的擬制

法人が支払給与の源泉徴収として納税義務を租税を支払えば被用者が、消費税として租税を支払えば消費者が、税負担を負う。

ミクロな視点では、事実としての負担者は不明

マクロな視点では、「通常利益」「消費」と税収の対応はある。

「法人税の課税ベース」とは何を意味するか？

学問的に、どのようにと捉えるのが有効か？

事業体（法人格の有無を問わない。）の段階（firm level）で計算される数値で、当該事業体またはそれに関連する他の者（構成員など）の納税義務の金額に実質的に関係するもの

3つのバイアスと2つの方向

クラシカルな法人税（個人所得税との調整を行わないもの）のバイアス

- (a) 法人税が課される事業は、それ以外の事業より不利
- (b) 借入れによる資金調達自己資本よりも有利
- (c) 利益留保が配当より有利

解消の方向

法人税を本格的な消費課税にする。

バイアスのない所得課税としての法人税を作る。

IV 法人税型消費税

1 二段階消費税

(1) The Flat Tax (Hall & Rabushka)

事業体への課税

所得控除型付加価値税の課税ベースから支払賃金を控除したもの
比例税率（19%）

被用者への課税

受取給与（賃金）

比例税率（19%）と基礎控除、扶養控除による人税化

資産性所得は非課税

消費税の課税ベースを、組織対段階と被用者段階に分割した租税

(2) X-tax (David Bradford)

被用者への課税

人税化を進め、累進税率（35%まで）を導入

事業体への課税（35%）

(3) G I T (The Growth and Investment Tax Plan)

企業課税

課税ベースは、X-tax とほぼ同じ（受取利子非課税、支払利子非控除、取得資産即時控除、給与所得控除）

税率30%

金融機関は、受取利子課税、支払利子控除

個人課税

一定の住宅取得借入れの利子控除

受取利子、受取配当、キャピタル・ゲインに15%の課税

人的控除や税額控除も存続

3段階（15、25、30%）累進税率

2 キャッシュ・フロー法人税

(1) R + F ベース（ミード報告書）

個人に対して、一般支出税(Universal Expenditure Tax)

消費支出を課税ベースとするキャッシュ・フロー税

法人（法人格のあるものに限る。）に課税をするとすれば、

R + F ベースの法人支出税

R 実資産や役務の取引のキャッシュ・フロー

F 決済や金融取引のキャッシュ・フロー

(2) M C T (The Modern Corporate Tax) (Alan Auerbach)

R + F ベースのキャッシュ・フロー税

個人所得税を所得税として維持純化しても、バイアスは生じない。

3 A C E (Allowance for Corporate Equity) (Institute for Fiscal Studies)

(1) 概要

自己資本の一定割合（自己資本調達費用）を、課税ベースから控除

インピュテーションの廃止

二重課税は、法人が超過利益を得ない限り生じない。

課税前利益率と課税後利益率が同一であれば、課税は中立²

(2) A C E と償却控除

第 0 年度末に、自己資本により 1000 の固定資産を取得。第 1 年度に、資産は 20% の収益をもたらす。経済的減価償却は 10%、資金調達費用も 10%。第 1 年度末に資産売却。

		税のないとき	経済的利得	ACE システム
第 0 年度	投資	1000	1000	1000
第 1 年度	投資収益@20%	200	200	200
	減価償却費	100	100	250
	過大償却取戻し	-	0	-150
	資金調達コスト	-	100	-
	ACE	-	-	100
	課税利益	-	0	0
	税額@35%	-	0	0
	税引後利益	100	100	100
	税引後利回り	10%	10%	10%

² 以下の例は、Institute for Fiscal Studies, Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s (report of the Capital Taxes Group, chaired by Malcom Gammie) (1991) at 28-30 による。

(3) A C E と キャピタル・ゲイン

自己資本により取得した資産含み益 1000 を、第 1 年度に実現するか、第 2 年度に実現するかの比較。通常利益率 10%。

		現行制度		ACE	
		実現	非実現	実現	非実現
第 1 年度	発生利益	1000	1000	1000	1000
	課税利益	1000	0	1000	0
	税額@35%	350	0	350	0
	株主拠出資金	-	-	+650	0
第 2 年度	金銭/資産価値	650	1100	650	1100
	現金所得	65	0	65	0
	課税利益	65	1100	65	1100
	ACE	-	-	65	0
	税額@35%	10%	385	0	385
収益		692.25	715	715	715

A C E では、第 1 年度に実現すると、得られた収益が第 2 年度においての A C E 対象となり、課税繰延べの利益を打ち消すので、含み益の実現時点に対して中立的な課税となる。したがって、キャピタル・ゲインに対する課税のロックイン効果は生じない。

このことは、先の過大償却にも、全く同様に成り立つ。すなわち、償却過大額 150 は資産含み益となるが、いつ実現されるかによる税負担の差は生じない。

いかなる減価償却が行われても、A C E により税負担は左右されない。

V 所得課税の追求

1 日本の現行法

利子控除の制限をどう見るか。

2 C B I T (Comprehensive Business Income Tax) (U.S. Treasury)

(1) 概要

法人税の 3 つの歪曲をなくすることが目的

事業所得に必ず 1 回だけ課税

C B I T 事業体 (CBIT entity)

支払利子は非控除、受取利子と受取配当は非課税

事業所得に課税

個人

受取利子と受取配当非課税

持分投資と貸付投資（自己資本と借入れ）は、同じに扱われる。

損失は、個人には到達しない。

利子控除を認めないことにより通常利益課税を確保した税制

(2) 事業体の非課税所得

課税を受けない所得

外国税額控除を受けた所得

個人には課税

補完税 (compensatory tax)

E D A (Excludable Distributions Account)

個人段階で非課税できる留保利益

(3) 株式キャピタル・ゲイン課税

非課税が基本的な立場

C B I T を消費税化するとの指摘

D R I P (Dividend Reinvestment Plans)

株式キャピタル・ゲイン課税を前提に、留保利益のうち E D A に
当たる部分は、いったん配当され再投資されたものとみなす。

3 B E I T (Business Enterprise Income Tax) (Edward D. Kleinbard)

(1) 概要

事業体と個人の二段階で所得課税を実現

事業体には超過利益に対して、個人には通常利益に対して課税

事業体

非法人組織や個人事業を含む。

Super-consolidation

50%超の持分保有関係にある事業体を一体視

C O C A と Minimum Inclusion

事業体

自己資本（留保利益を含む。）と借入れの合計額（＝資
産簿価総額）に通常利益率を乗じた金額を控除

投資者（事業体に投資を行う個人および事業体）

投資の取得価額に通常利益率を乗じた金額を課税（みな
し通常利益課税）

(2) C O C A (Cost of Capital Allowance)

対象に借入れが含まれることが A C E とは異なる。

事業体段階では、減価償却控除があるので消費課税

償却により資産簿価が減少するとC O C Aのベースも減少

償却方法に中立

批判として、C O C Aと同じ効果は即時控除で実現できる。

(3) みなし通常利益課税 (Minimum Inclusion)

事業体からの分配（利子や配当）の有無にかかわらず、課税

事業体が実際に通常利益を獲得したか否かにかかわらず、課税

およそ所得ではないものが課税の対象とされうる。

ただし、投資者が事業体であれば、取得価額の増加に伴いC O C Aも増額するので、みなし通常利益課税による税負担はない。

投資の取得価額の調整

増額・・・みなし通常利益課税を受けた金額

減額・・・受けた分配のうち通常利益まで（非課税）

超過分配(Excess Distribution)

分配のうちみなし通常利益を超える部分と投資の譲渡益

低税率（10％）の課税

事業体における非課税や未実現などにより完全な課税が行われな
いことを補完する投資者課税

(4) 損失

事業体段階の損失は、投資者にパス・スルーせず、繰越控除

投資者段階の損失は、扱いが複雑（省略）

(5) 組織再編

組織再編成や現物出資に関する規定は全廃、企業買収は全て資産取得

ただし、スーパー連結申告により、過半数の持分関係で画されたグループ内
取引は、組織再編を含めて課税を受けない。

VI 課税ベースの今後

多くの改革案が消費課税（通常利益非課税）として事業課税を形成

近年の法人課税の変化

①多国籍企業の成長と資本の国際移転の増加

②自己資本と借入れの境界の不明確化

③パス・スルー事業体の利用増

いずれもが、事業段階での通常利益課税を困難にしている。

事業形態に関する課税の中立性

二段階の枠組みによる税制の構築や分析の有効性

BEPS(税源浸食と利益移転) プロジェクト等の国際的な 取組み及びわが国の対応



●参加者（五十音順）

早稲田大学大学院会計研究科教授
財務省主税局国際租税総合調整官
新日鐵住金㈱財務部上席主幹
一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授

青山 慶二
緒方 健太郎
合間 篤史
吉村 政穂

司会 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

渡辺 裕泰

討論中に言及されている資料は、巻末「資料編61頁～91頁」に掲載されています。

はじめに

(渡辺) それでは、パネルディスカッションを始めさせていただきます。例年ですと、国際課税についての平成27年度の改正点、国際的な議論の動向というように、網羅的にとりあげておりましたが、今年は皆様の関心が最も高いと思われる BEPS についてどのような議論が行われているのか、どこにいくのかをもっぱら取り上げ、今年の改正もその中の一項目として扱っていくということにして進めたいと考えております。

そこで、「BEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクト等の国際的な取組み及びわが国の対応」というテーマにしております。

パネリストの方はただ今ご紹介いただきました4人の方々でございます。それぞれ組織に所属されているわけですが、本日はその組織の意見というよりは、個人としての資格でご参加いただいておりますので、その点はよろしく願いいたします。ご発言も個人としてのご発言ということで受け止めていただければと思います。従いまして、ここではお名前を肩書なしのさん付けで呼ばさせていただきますので、この点もよろしくお願い申し上げます。

本日のパネルディスカッションは全体を2部構成にしております。第1部はBEPS行動計画の1から10までに関するものです。BEPS行動計画のうち、実体規定、ルールの改正に関するものについてです。なお、国際課税原則の帰属主義への見直し等も含まれます。

第2部は、BEPS行動計画の11から15までに関するものです。BEPS行動計画のうち、手続き規定、情報交換既定に関するものです。

OECDでは昨年9月16日にBEPS行動計画の勧告に係る第一次提言が発表されました。わが国は平成27年度の税制改正において、この第一弾の報告書における勧告を踏まえ、「国境を越える役務提供に対する消費税の見直し」、「外



国子会社配当益金不算入制度の適正化」等の措置を実施しました。昨年9月の第一次提言後、2014年10月から今日まで多数のディスカッション・ドラフトが公表されました。これらのドラフトに対する膨大な数のパブリック・コメントが日本経済団体連合会や日本貿易会を含む、全世界の経済団体や主要な会計事務所から提出されました。コンサルテーション・ミーティングを経て「修正ディスカッション・ドラフト」も公表されました。また、昨年の第一次提言に追加する報告書も出されております。

現在は、この9月中に予定されている最終報告書(第二次提言)に向けて、準備が精力的に行われています。この報告書は10月のG20財務大臣会合(於:ペルー・リマ)、11月のG20サミット(於:トルコ・アンタルヤ)に報告される見込みです。

本日のパネルディスカッションでは、緒方さんからどこまで議論が進んでいるのか、どんな方向に行きそうか、差支えない範囲で最新の情報を教えていただいた上で、活発な議論を進めたいと思っております。

それでは早速第1部のBEPS行動計画1から10までの実体規定、ルール改正についてのディスカッションに入りたいと思います。最初に緒方さんからご説明いただきまして、その後、青山さん、合間さん、吉村さんからご意見・ご質問を頂戴して、さらに緒方さんからお三方の

ご質問にお答えいただくという順番で進めさせていただきます。と思っています。

それでは、緒方さん、よろしくお願いいたします。

I. 行動計画1～行動計画10（実体規定・ルールの改正，国際課税原則の帰属主義への見直しを含む）

(1) BEPS プロジェクトの背景・意義

〔「税源浸食と利益移転（BEPS）プロジェクト」〕（資料1）

（緒方） 現在，国際課税に注目が集まっています。従来，国際課税の問題は，国際的に活動する企業・個人にとって，いかに二重課税を排除するか，という視点が中心でした。これが，徐々に，公平性の問題，企業にとっての公平な競争条件，個人にとって税負担の公平の視点が中心になってきました。

潮目が変わったのは，やはり2008年のリーマン・ショックです。ウォールストリートを震源に世界経済危機へと発展しましたが，その結果，世界的に景気が低迷する中で，各国それぞれに，生活の安定と景気回復に必要な歳出を支える国民負担を求めるのに苦慮します。富の象徴が震源ただけに，負担の公平感や税に対する信頼感を求める声が広がったのは当然と言えます。

そうした中で，世界的に活動する大企業が相応の税負担をしていないのではないかという不満は，これを許しているルールに問題があるかもしれないということで，国際課税ルールを見直す動きに発展しました。日本は少ないと言われている，多国籍企業の中には，脱税まではしないものの，ギリギリ「適法」な方法を見つけて大胆にタックス・プランニングする企業もあります。法の抜け穴が利用され，各国の税法の違いが巧みに突かれるのです。このような行き過ぎたプランニングによる不公平は正すべ



きとの認識が深まり，2012年のロスカボス・サミットで，G20首脳がBEPS，税源浸食と利益移転の防止の必要性として再確認するに至ります。

そして，2013年には浅川・財務省財務官が議長を務めるOECD租税委員会が「BEPS 行動計画」をまとめ，2年間という短期間で，国際課税のルールを経済の実情に合わせて全面的に見直す野心的な大作業を行うことになったのです。この「OECD・G20BEPS プロジェクト」の最終報告書は，来週21・22日のOECD租税委員会で承認され，10月8日のG20財務大臣会合に提出される予定です。

なお，本日は，なるべく最終報告書の内容をお話ししますが，報告書は承認前ですし，10月にG20に提出される際に公表されるものですから，参加国政府の守秘義務として，残念ながら全てをお話しすることはできません。ご容赦ください。

〔「BEPS プロジェクト」の意義〕（資料5）

増井教授・宮崎弁護士の「国際租税法」の中で「経済はグローバル，課税はローカル」という言葉を書かれていますが，国際課税の問題を非常に端的に表している言葉だと思っています。経済活動はグローバルに展開されていますけれども，税金を最終的に課すのはローカルな主体である国であるということです。例えば

世界政府のような存在があれば、いったんグローバルな活動に総体として課税をして、その税収を各国に配分するということが可能だったかもしれません。そういう視点からいいますと、実は地方税の問題にはいろいろ論点がありますけれども、国際課税と共通しているものが多くあります。例えば国際課税の代表例のような移転価格税制も元をたどればアメリカの国内の制度だったというように見られますように、いろいろ論点が重なっているところがあります。しかし、現実には各国の課税権を世界政府のようなものに統合することは当面無理です。

他方で、キーワードになっています公平な競争条件というものを実現しようと思えば、各国がそれぞれに課税権を行使して、ばらばらに課税をしているということであると、競争条件は公平にならないということです。今までの国際課税のように二重課税を排除しているだけでは十分ではありません。そうしますと、どの国も課税しないような課税の空白を埋めて、同じような活動、同じような構造には同じような課税がされるということを国際的に協調して行わなければいけないということです。

BEPSというのは、そういう意味では突き詰めて言えば、世界政府というものがない中で過大な課税を調整するという今までの消極的な協力を超えて、公正な競争条件の実現に向けて積極的に課税の在り方を協力して決めていくという壮大なプロジェクトだということだと思います。まさにこの点にこそ、われわれの考えでは日本企業にとってのメリットがあると考えています。要すれば、国際的に見て、過度なタックスプランニングを行っていないと言われている日本企業の皆様にとっては、外国の企業、お行儀の悪いことをする企業がきちんとその活動に見合った税負担をするとなれば、当然相対的に日本企業の競争条件が改善してくるということになります。ですから、必ずしも日本の税収に直接結びつくというものではなくても、日本企業や経済にとって大きなメリットがあると思っ

ています。この公平な競争条件に向けた積極的な国際協調というのが1つ目の特徴だと思います。

それから、2つ目の特徴です。資料5の4つ目の丸ですが、非常にグローバルなイニシアティブであるというのが特徴です。これはまさに世界政府がない中で積極的に課税権をそろえるというプロジェクトですから、議論もグローバルに行われ、一番顕著なのはG20との共同プロジェクトであるということです。要するに、OECD 非加盟国のBRICsを中心とする主要な新興国が議論に参加しているということです。今まで先進国クラブと揶揄されてきたようなOECDが先進国視点のルールづくりを主導するのではなくて、しっかりと新興国、途上国がルールづくりの段階から参加して、自分でルールづくりをしたうえで、自らこのルールにも従うという新しい潮流が芽生えたということで、非常に大きな特徴だろうと思っています。

3つ目の特徴として挙げさせていただきたいのは、3つ目の丸のところにも少し書いてありますが、価値創造の場で課税というキーワードが出てきたということです。「BEPS プロジェクト」の過程の中で、BEPSは何なのかと言われるとなかなかまとめにくいのですが、非常に簡単に申し上げれば、払うべきところで税金を払うということです。その払うべきところというのをもう一度言い直すと、価値創造の場で課税をするという哲学が明確になってきたということだと思います。

これはいろいろ含意があります。若干理論的、技術的になって恐縮ですが、国際課税の前提として、消費課税は消費地で課税をする、所得課税は居住地で課税をする、事業課税は事業が行われた場所で課税をするというのがあるべき姿ということで、大体国際課税はそこに収斂してきております。もちろん、所得課税は居住地課税といいましても、源泉地、所得が発生しているところで源泉徴収という形で課税が残っておりますけれども、租税条約でなるべ

く源泉徴収を低くする、限りなくゼロにするという努力をしておりますので、目指すところは所得課税は居住地のみ課税ということです。

この所得課税は居住地、事業課税は事業が行われた場所で課税という原則が、今まではパッシブ所得は居住地、アクティブ所得は活動の場所、つまり源泉地で課税として議論をされてきておりまして、日本の今までの改正もこの流れでまとめることができます。例えば2009年に海外子会社配当の益金不算入制度というのを導入しましたけれども、これはまさにアクティブ所得は源泉地の課税で終わりにするという原則を貫徹するものです。

〔国際課税原則の帰属主義への見直しのポイント〕（資料35）

本日の資料で、中身は残念ながら時間の関係で触れられませんが、資料35以降に AOA、いわゆる帰属主義への変更の過程の資料を付けましたが、これについても突き詰めて申し上げれば、能動的な事業所得というのは PE に帰属する所得ですが、他の本店直取引は日本から見れば受動所得ということになりますので、この能動的な PE 帰属所得を本店直取引の所得から切り離すということです。

このように、今までの改正の中で流れている潮流を BEPS としてもフォローアップしてきているということです。ですから、全く新しい課税原則を作り出すというよりは、今までの潮流となってきた改正と同様な到達点を目指して 1 本につながった検討を行ってきているという背景があります。

〔「BEPS プロジェクト」の意義〕（資料5）

その中で、価値創造の場で課税というのがどうということなのかということです、今の事業課税は事業が行われた場所で課税というのを別の視点から言い直しているということだと思えます。どうして視点を変えなければいけなかったのかと申しますと、非常に大きな問題意識と

して、後の方でもう一度出てきますが、無形資産が絡む事業活動では、事業課税は事業が行われた場所というだけでは課税権配分のメルクマールとして曖昧であったということです。これはどういうことかといいますと、例えば無形資産が開発された場所と実際に無形資産を使って所得を得る事業を行っている場所が異なった場合にどちらで課税をするべきなのかということです。

実際に無形資産を使って事業を行って所得を得ている場所も、非常に立派な能動的な事業を行っている場所ですので、事業課税は事業を行っている場所というメルクマールですと、そこで課税すればいいではないかということになるのですが、実際に所得のネタになる付加価値のほとんどを別の国で開発して、開発された無形資産を非常に廉価で他の国に移して、そこで所得を実現するといったときに、廉価で無形資産を受け取って、所得だけを得ているという国がまるまるその付加価値に課税をしてもいいのかという問題意識があります。付加価値を生み出したところにこそ課税権があるべきであるということもあり、事業課税は事業が行われた場所というメルクマールを補完する形で価値創造の場で課税という認識が出てきたということだと思います。

これをより一般化して、結局、BEPSは何を議論してきたかといいますと、事業所得課税は、結局のところ、PEの原則もそうですけれども、事業の固まりを捉えて、どこにその事業の固まりが存在しているかということを見ようとしてきたわけですが、グローバル化も進み、電子化も進んできたところで、この事業の固まりというのがなかなかはっきりとしなくなってきたということです。例えばサプライチェーンが広がってくると、事業が垂直的に分割されていくことになりますし、技術が進んでいくと、例えば土地とか、労働とかに加えて、無形資産も含む資本、こういった生産要素が地理的に、水平的に分散することがあり得るということで

す。

そうすると、その事業と言っていたものが、昔は固定的な場所が1カ所にあって、そこで行われるのが事業だと観念できたわけですが、垂直的にも、水平的にも曖昧になってきて、さらに電子化が本当に進めばバーチャル化もしてしまうかもしれない。そういった中で課税ルールをどうするのか、課税権の配分をどうするのかというのを議論してきたと総括できると思います。

〔G8首脳サミット安倍総理大臣発言（税部分）に関する事後記者ブリーフ（2013年6月17-18日 於：ロックアーン）〕（資料6）

資料6以降は最近のコミュニケでキーワードが載っているものを簡単に抜粋させていただきました。ごく簡単にだけ指摘させていただきます。資料6はロックアーンの2013年のG8サミットで総理がご発言いただいたものですが、「公平」という言葉とか、「払うべきところで払う」というキーワードが出てきます。それから、時代の変化に税制が追いついていないというような認識であるとか、税制の調和が必要であるという点が指摘されています。この辺がBEPSの原点の概念になります。

〔G7サミット首脳宣言（仮訳抜粋）（2015年6月7-8日 於：独・エルマウ）〕（資料7）

資料7はエルマウG7のコミュニケです。ここで非常に特徴的なのは、後の第2部で触れますが、G20/BEPSプロジェクトでは残念ながらまとめ切れなかった仲裁について、これをG7としては推進していこうということを指摘しております。

〔G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳抜粋）（2015年9月4-5日 於：トルコ・アンカラ）〕（資料8）

資料8は、ついこの間トルコのアンカラでありましたG20財務大臣会合ですが、ここから

きますのは、今後のBEPSの取りまとめ以後の時代を見据えまして、広範かつ首尾一貫した実施であるとか、実施状況のグローバルなモニタリング、それから、非G20諸国の関与というものがキーワードとして出てきております。

〔BEPSプロジェクトの最終報告書について〕（資料9～10）

資料9からはBEPSプロジェクトの報告書の概要になっております。タイムスケジュールの今後の運びのところは先ほど冒頭に申し上げたとおりです。BEPSプロジェクト報告書は15の行動計画がございますが、資料9、資料10の図を並べてご覧いただきますと、大まかに3つのカテゴリに分けられます。資料9のところにAの丸の中で書いてありますが、払うべきところで払う。価値が創造されたところで税金を払うという理念に合わせて実体的な規定を議論した部分がAの丸です。これを行動計画でマッピングしますと、資料10の資料で左側の部分ですが、行動1から行動10までがこのカテゴリに入っております。

それから、Bの丸で書かせていただきましたのは透明性を向上するという部分で、ここからは第2部でお話をいたしますが、透明性向上を通じてAの実体規定を支えるという形のもんです。これは行動11から13までを中心に、行動5の一部も入っていますけれども、透明性向上の部分です。

それから、Cの部分は不確実性の排除と予見可能性の確保ということで、これもBEPSを支える1つの大きな柱として、特に行動14というのがこの中に入っております。

（2）電子経済の発展への対応

〔行動1 電子経済の課税上の課題への対処〕（資料12～15）

ここから行動に従って各論ということでお話をさせていただきます。資料12は行動1の電子経済の課税上の対応の現状です。行動1ですが、

電子経済は非常に注目を集めてきております。行動1だけ非常に特殊な行動で、BEPSというだけではなくて、より幅広い電子経済由来の課税上の課題というものを議論してきました。ですから、大まかに分けまして、電子経済上のBEPSの問題、それから、間接税の問題、直接税の問題と3つに分けて考えられると思います。

BEPSの問題ですが、電子経済の発展に伴ってBEPSは助長される傾向にある、BEPSの問題は電子経済によってより悪化させられることが多いという指摘はありましたけれども、他方で電子経済に特有のBEPSの問題は存在しないという結論になりました。この含意は、これからご説明します行動2以降のBEPS対抗措置を取ることで、基本的にはBEPS対抗という意味では十分なのであろう、電子経済由来のBEPS対応はしなくても構わないのではないかとということが結論になったということです。

間接税につきましては、先ほど申し上げましたが、消費課税は消費地課税という原則を電子経済においても徹底するということがガイダンスがまとめられております。日本も、冒頭にご紹介いただきましたが、平成27年度改正で国境を越えた消費税の問題については税制改正をしております。

一番難しい直接税についてですが、本質的には先ほどもちょっと触れましたが、事業の拠点がバーチャル化してしまった場合、今まで物理的なネクサスを見ていたものがバーチャル化してしまった場合にどうなっていくかという問題です。これにつきましては、その問題を突き詰めて、課税原則を抜本的に変えるほどには電子経済はまだ発展し切っていないという結論です。拠点がバーチャル化している部分はありますし、取引がバーチャル化している部分もありますけれども、必ずながしかの物理的なとっかかりがありますので、現在の課税ルールの中で十分対応できる範囲内という結論になっております。

(3) 各国制度の国際的一貫性の確立

行動2からは「各国税制の国際的な一貫性の確立」と先ほどの冒頭の図ではまとめさせていただいています。BEPSの大きな特徴の1つが、まさに各国が税制をそろえるために積極的に協調することだと申し上げましたが、基本的に課税権は国家主権の最たるものですから、各国が相手国の国内法を縛るということとはできないわけですが、BEPSはあえてこの領域に踏み込んで、各国の国内税制について国際的に一貫性を確立させるということで検討を進めたところではあります。

これは条約ではありませんので、強制力はありません。全体としてOECDの勧告が出ますけれども、一般的にはOECDの勧告には強制力がないので、実施を強制するということはいろいろな意味でできないわけですが、他方で、BEPSプロジェクトでは問題意識を共通にする国が集まって協調してやろうということで議論して、ルールメイキングしてきたところですので、ピアプレッシャーというものがあります。相手国がちゃんと合意したとおり制度化しているかということは、ピアプレッシャーの中で確保していくということになっております。

〔行動2 ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化（国内法関係）〕（資料16～20）

その1つ目ですが、行動2ということで昨年も報告書が出ましたが、ハイブリッド・ミスマッチ取り決めの効果の無効化です。昨年の9月の報告書の段階でミスマッチを埋めるための基本的なルールというものがまとめられましたが、今回はそれに加えて、この基本的なルールを実施するための詳細かつ膨大なガイドラインについて例示等を含めてまとめました。

これは最終報告書をご覧くださいとわかりませんが、何百ページにも及ぶ非常に大部なガイダンスになっております。この詳細になかなか今日は入れませんが、1点だけご指摘させていただきたいのは、ハイブリッド・ミスマッチを無

効化すると言いますけれども、この実現のためには非常にさまざまな詳細なガイダンスが必要になるという点が重要なポイントだったということです。これは、結局のところ、冒頭に申し上げましたが、経済はグローバル、課税はローカルということで、経済がグローバルなのに、課税権は国によっているということです。そうすると、各国の制度の無数の組み合わせの中でミスマッチが起きてくるということです。そのミスマッチを1つ1つ塞いでいくというのは重要ですが、非常に困難な作業であるということだろうと思います。

〔行動3 外国子会社合算税制の強化〕（資料21～22）

行動3は資料21からですが、外国子会社合算税制、いわゆるCFC税制です。これは非常に大きな制度です。従って、いろいろなインプリケーションがあり、CFC税制、外国子会社合算税制は自分の国より相対的に軽課税の外国子会社を利用する租税回避を防止するという制度ですけれども、ここで言う租税回避というのは何なのかというところは実は各国の税体系によって少しずつ見え方が違ってきております。

例えばアメリカのように外国子会社配当について益金不算入をまだ取っていない完全に全世界所得課税を取っている国にとっては、外国子会社に留保されている所得というのは課税繰延であるということになります。従って、CFC税制は課税繰延を抑制するための制度であると見えますし、日本やイギリスのように外国子会社配当について益金不算入を導入した国にとってみると、本来自分の国に発生しているはずの所得が軽課税国の外国子会社に発生しているということで、本来自分のところにあるはずの所得が外についているということを防止する、いわゆるコアなBEPS対策と見えます。このように、いろいろな各国制度の成り立ちによって見え方が変わってくる制度です。ということを背景にしまして、BEPS対策として捉える

か、より広い視点で捉えるかというところが最終的に共通化することも難しいし、その必要もないということで、決め打ちの形でCFC税制はこういう税制であるべきという形の勧告にはなっておりません。

もう1つ指摘したいのは、BEPS対策として見ても、CFC税制というのは他のBEPS対策措置、例えば利子の控除制限とか、移転価格税制とか、いろいろなBEPS対策措置があり得ますけれども、こういうもののバックストップとして最後に合算するという位置付けがあります。したがって、全体として見たときに個別のBEPS対策措置をどれだけ強くするのかということとCFC税制をどれだけ強くするのかというのは相互に関連した問題ですので、1つだけ取り出して、こういう制度がいいということはいきり切れないということになっております。こういう特徴がありまして、最終的に1つに決め打ちにならなかったということもあります。

さらに、もう1点、若干技術的で恐縮ですが、外国合算税制の一番肝となる部分は合算対象所得をどのように捉えるかという部分です。これにつきましては冒頭から申し上げている能動的な所得は源泉地課税、それから、受動的な所得は居住地課税ということを突き詰めていきますと、所得の性質によって合算するか、しないかを決定するといういわゆる所得アプローチが基本です。レポートの中ではカテゴリーアプローチと呼んでいますけれども、これが基本という認識がBEPSプロジェクトの中で共有されております。

他方で、この共有されている所得アプローチというものを勧告するか議論した際に、もう1つ実はアプローチがあり得るのではないかと、超過利潤アプローチという全く新しい発想のアプローチが提案されました。この超過利潤アプローチと申しますのは、合算対象となる外国子会社が保有している事業用資産に着目して、これだけの事業資産を持っているのであれば、通常このくらいの所得は稼得できるだ

ろうという通常所得というものを観念いたしまして、それを超過して発生している部分があれば、その超過分は実はその子会社が通常稼働できないような所得ですから、超過している部分は本来その子会社に発生するはずのない所得であり、ということは、結局、親会社に発生しているはずだった所得と考えまして、これを親会社の所得と見なして合算をしようというものです。

これは、今の説明を聞いただけでおわかりいただけたと思いますが、非常に大胆なアプローチではありますが、一定の経済学的な合理性はありますし、もう1つの特徴として大胆で乱暴であるが故に非常に簡素であるということもあります。所得アプローチは理屈としてはBEPSプロジェクトに一番親和的であるけれども、制度が複雑化しやすい。一方で、全く新しい大胆な超過利潤アプローチは大胆であるけれども、簡素であるということです。どちらにするかという議論を積み重ねまして、結局、CFC税制そのものが、冒頭から申し上げますように、各国の制度によっていろいろな仕組み方がある、見方があるという制度ですので、それも踏まえて、各国がそれぞれの判断で選べいいのではないかということになっております。

〔行動4 利子控除制限ルール〕(資料23～25)

行動4は資料23からですが、利子控除制限ルールです。多国籍企業がBEPSを行うといった場合に最も単純な方法は何かといいますと、当然ですけれども、損金算入される支払いを利用するというのが一番単純です。中でもグループ企業間であれば、人為的な操作が最も簡単なのが利払いということで、各国とも非常に注目して議論したものです。

当然ですけれども、不自然に高い利率で利子を払えば移転価格税制でも捕捉されます。他方で、通常の利率で利率自体は問題がないという借入を額だけ大量に増やすという不要量の借入を行うというものについてどうやって抑

制するかということなのですが、これは突き詰めて言えば必要な量の借入れはどれだけなのかということを決めることになりますので、非常に難しい問題になってきます。

通常であれば、グループ間でなく、第三者借入れが絡んでいれば、事業活動に不要な借入れというのはコスト要因になりますので、当然無駄なものは借りないということになりますけれども、グループ間ですまきに利益を圧縮して、所得をグループ間で移転するために利子を使うということがあり得ますので、適正な量を決めるメルクマールがなかなかないということです。

従来過大な量の借入れをするのを抑制する制度としては資本と借入れのバランスを見る形で過少資本税制という制度があり、これは引き続き一定の役割があるわけですが、資本自体も実はグループ間であれば簡単に操作可能です。これは行動8以降でもう一度出てきますが、資本自体も操作可能であるという批判が出てきておりまして、このためにより操作が難しいだろうというものを探した結果、やはり所得を使うのがいいだろうということになりました。所得であれば、人為的になかなか操作しにくいということで、現在日本にも過大支払利子税制というのがありますけれども、それと同じような発想で、支払利子の対所得比率を基準に制限を加えてはどうかという議論になりました。

この中で、本当に事業活動に必要な借入れかどうかを見る判断としましては、本来所得移転する可能性のない第三者からの借入れかどうかを見極めるのが最適ですので、企業グループ全体を1つの固まりと見まして、企業グループ全体が第三者からどれだけ借り入れているかというグループ全体の第三者借入比率を見て、そこを上限にしてはどうかという議論もなされました。

一方で、これは理論的には非常に美しいすっきりとした考え方ではありますが、個別の企業についての利払いの控除制限を考えた場合に、その個別の企業を見ているのに、世界中

に広がっているグループ企業全体の第三者借入れの量を見て、それをその企業に割り振らなければならないという現実の執行上の問題が指摘されまして、このグループ全体の比率を見るところというのはオプションとしては使えるけれども、メインのルールとしてはなかなか難しいということになりました。最終的には、利払いの対所得比率というものを一定の固定比率を上回っているか、上回っていないかというところで見るという形に議論が収斂しました。

他方で、この一定の固定比率をどこに置くかというのは、当然セクターによっても違いますし、各国の経済状況、市場状況、それから、金融規制の状況、いろいろなものによってどのくらいの水準が適切かというのが変わってきます。そこで、ある程度のレンジの中にこの基準値を収めるということにしようということで、これ以上の詳細は申し上げられませんが、一定のレンジの中に収めた形で各国が固定比率を決めてこれを基準にする控除制限ルールという形になっております。

〔行動5 有害税制への対抗〕(資料26～28)

行動5は大きく2つのパートがありまして、実質性に関する議論と透明性に関する議論です。この実質性の部分だけ第1部でお話をして、透明性については第2部でお話したいと思います。

実質性の基準は、結局、何を議論したかと申しますと、いわゆるパテントボックスと言われているような、特許等の知的財産から得られる所得に対して、通常の法人税よりも低い税率を適用するという制度があります。日本にはないですけども、欧米にはよく見られる制度ですが、こういう優遇税制を入れた場合にこれが他国の税源を奪っているかどうかというのを見て、他国の税源を奪っていれば有害であるということです。

冒頭に申し上げましたが、価値創造の場所です課税するという原則を貫きますと、価値創造を

しているところに課税所得が認識されていれば有害ではない、逆にそうでないところで認識されると有害だということです。結局のところ、実質性基準というのは、どれだけ価値創造に自分が主体的に参加したかということです。研究開発の段階から自分が参加していれば、そこから上がってくる所得については優遇しても問題はありません。参加していない外国で開発された知的財産について所得が上がる段階だけ優遇すると、これは他国の税源を奪って有害なものになりますという整理をいたしました。

(4) 国際基準の効果の回復

行動6以降が冒頭で「国際基準の効果の回復」ということでまとめたものです。OECDのモデル租税条約とか、移転価格ガイドラインといった国際的なルールというものがありますが、これについて幾つか現在の経済状況、ビジネスモデルに合っていないというものが指摘されましたので、それに対応したものです。

〔行動6 租税条約の濫用防止〕(資料29～30)

行動6は条約濫用の防止です。租税条約は基本的に源泉地国の課税をお互いに制限し合うという条約ですので、BEPSを行うタックスプランニングで悪用されるリスクが高いということです。いったん悪用されると、例えば人口に膾炙したダブルアイリッシュ・アンド・ダッチサンドイッチというスキームがありますけれども、これもダッチサンドイッチの部分が条約の濫用になっておりますが、これに見られますように、締約国ではない国の税源も奪うということにもつながります。このようにBEPSにも利用され、悪影響がどんどん世界的に波及するということで、そういう穴を作ると世界中が迷惑をするので、租税条約には必ず濫用防止規定を入れることにしようということです。自分の税源なんか奪われても構わないから安くしたいのだというのは駄目で、世界中にミニマムスタンダードとして必ず防止規定を入れてくださいという

ことで、濫用防止規定を議論いたしました。

具体的にはLOBと呼ばれている特典制限条項とPPTと呼ばれている主要目的テストで、これをいずれか、もしくは組み合わせて入れるということです。ごく簡単に申し上げますとLOB、特典制限条項は特典を受ける適格者を規定するもので、PPT、主要目的テストは特典を得ることを主要目的とする場合に特典を否定するという目的規定になっております。日本はLOBとPPTをうまく組み合わせて、複雑になりがちなLOBをなるべく簡素化しながら、全体として効果的に条約濫用に対応できるような方法を提案してきておりまして、これがLOBとPPTを組み合わせたオプションに反映されてきております。これが行動6です。

〔行動7 恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止〕(資料31)

行動7はPE認定の人為的回避です。「PEなければ課税なし」とよく言われますけれども、このPEなければ課税なしの原則は国内で事業が行われていると言えるかどうかを判断するメルクマールです。実質的に国内で事業を行っているにもかかわらず、人為的にPE認定を回避するということになりますと、事業の場所で課税という原則が歪められて、そうするとBEPSにも利用されるということで、人為的にPEの認定を回避するものをなくそうということで議論をしてきました。

典型的な例として2つご紹介させていただきますが、1つ目はいわゆるコミッションネア契約です。いわゆる代理人PEというPEのカテゴリがありますが、代理人PEとの契約をコミッションネア契約というものに差し替えることで、国内で果たしているPEとしての機能には全く実質的に変更を加えない形でPE認定を免れるということです。従って、事業所得課税も免れるというケースが指摘されておりましたので、これを防止するためにコミッションネア契約等が代理人PEの定義の中に含まれるようにモデル

条約を改正いたします。

それから、もう1つの例として、これはなかなか言い方が難しいのですが、事業の根幹をなす倉庫などの問題です。この背景としましては、事業にとって準備的・補助的な役割をするだけの場所等についてはそこでの活動が企業の本質的な活動ではないということで、PEを構成しないというのが原則です。その中でも倉庫とか、情報収集の場所とか、いろいろありますが、倉庫等については確実に準備的・補助的であろうという理解で、常にPEに該当しないというルールを今まで持っておりました。他方で、現在をご承知のようにオンライン販売のための多機能倉庫のように、それ自体が事業の本質的な部分を構成しているといった倉庫もありますので、準備的・補助的でないものについてはPEと認定できるようにモデル条約の規定を変更いたしました。

〔行動8 無形資産取引に関連する移転価格ルール〕(資料32)

最後は重要なところで、行動8から10の移転価格税制の問題ですが、何点かかいつまんでご紹介させていただきます。移転価格税制は、独立企業間原則の下で多国籍企業の所得について事業を行っている国々の間で適切に配分するという役割をしています。この適切な配分というのをどう捉えるかということで、BEPSリスクの高い取引として無形資産の問題、それから、過剰な資本の配分の問題、契約上のリスクの問題というのが議論されてきました。

まず無形資産の問題ですが、重要な何点かが確認され、クラリファイされました。まず、法的な所有権を持っているだけであるとか、無形資産の形成等のために資金提供をしたというだけでは、無形資産を活用して得られる収益の分配を得られないということが明確化されました。これによって、実際には無形資産を使って活動しているわけではないけれども、形式的に所有権を持っているとか、資金提供をしているとい

うだけの理由で過大に収益が分配されているという形の BEPS を防止することができるようになったということです。

もう1つ大きな話としましては、取引時点での価格付けが困難な無形資産については、全てというわけではないですが一定の無形資産については、移転時の価格の基礎となった将来収益の想定と実際に発生した収益とが一定程度以上乖離した場合には、その実現した利益を基に移転時の価格を見直すというものです。アメリカの制度にならって所得相応性基準と呼ばれているものですが、この導入が BEPS プロジェクトとして勧告されるということになりました。もちろん皆さんが危惧されていますように事後的な情報を使う課税というのは禁じ手ではあるのですが、無形資産移転の当事者が移転時に知り得たはずである等の事情があれば、情報の非対称性を緩和して BEPS に有効に対抗するという措置として許容されるだろうという議論になりまして、勧告に至ったというものです。

〔行動9 リスクと資本にかかる移転価格ルール〕（資料33）

移転価格税制において契約上の条件をどう捉えるかというのが重要な問題なのですが、ここでも幾つか重要な明確化が行われました。まず契約と実際の行動が異なる場合に、実際の行動を基準として移転価格税制を適用することが再確認されました。

それから、実際の行動が商業合理性を欠く場合です。この商業合理性をどう判定するかというのは難しい問題なのですが、商業合理性を欠く場合にはこれに基づいて適正価格を探しても、独立企業間価格を探しても意味がないので、契約に基づいた行動であっても、商業合理性を欠いていれば移転価格税制の適用上は取引を認識しないということが確認されました。

そして、最後になりますが、契約上のリスク負担があった場合とか、帳簿上の資本を有する

場合、これは欧米では俗に Cash Box と言われていると思いますが、こういうものについては、契約上はリスク負担をしているように見えたりとか、帳簿上資本があったりするように見えたとしても、実際にこれらを活用するだけの能力等が伴っていなければ、リスクや資本に応じた所得の配分はしないということが確認されました。ただし、基本的にはそういう純粋な Cash Box には収益は分配しないのですが、資本がある場合には、能力はなくても、機能がなくても、預金利子ぐらいは稼げますので、リスク・フリー・リターンぐらいは配分を認めます。けれども、それ以上の配分はしないということが確認されました。それが重要な確認事項です。

〔行動10 他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール〕（資料34）

行動10のところで幾つか細かいところが確認されていますが、割愛させていただきます。私からは以上です。

（渡辺） 緒方さん、どうもありがとうございます。大量の情報、最新の情報を要領よくまとめていただきましてありがとうございます。本当はもっとたくさんの時間があれば、さらに詳しく伺えるのかなとも思いますが、取りあえずここでご説明を終わりにさせていただいて、パネラーの方から順次ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。

最初に青山さんからお願いいたします。

Ⅱ．行動計画 1 ～行動計画10に関する意見

(青山) ただ今は大変詳しい BEPS の現状についてのご報告をありがとうございました。今回の BEPS プロジェクトは厳しいスケジュールの下で行われた包括的な国際課税ルールの検討であったわけですが、私自身は21世紀政策研究所で企業の方々と項目ごとに公開されたアウトプットについて検討した中で次の2点の有意義さを感じております。

1つは、従来先進国対途上国というフレームで二元的に国際課税のルールが議論されてきたのが、今回の BEPS プロジェクトの下でグローバル経済への対応の観点から新興国を含めた G20 ベースでの議論に拡大しました。すなわち一元化への道筋が付けられたということです。それから、ビジネスとの丁寧なコンサルテーションが今回は行われて、BEPS 対応が健全な企業活動をシュリンクさせないよう、比例原則に即した措置を求めるというビジネスの声が一定程度反映されたことです。

いずれにしても、先ほどご説明のありましたように、タイトなスケジュールの中で大きな成果を生み出す原動力となっております浅川議長がリーダーシップを取る OECD 租税委員会とその中心メンバーとして日本を代表して議論に参加された緒方さんをはじめとした財務省関係者の方々のご努力にまず敬意を表したいと思います。

〔BEPS プロジェクトの今後の見通しについて〕

では、私のコメントを BEPS の総論関係と各論に分けて申し上げさせていただきます。総論のところは2つに分けて、1つは BEPS プロジェクトの今後の見通しについてです。直前の討議文書段階で拝見しますと、外形的には当初予定どおり15の行動項目について検討を行



い、順調な進行状況であるかのように見えますけれども、中身を個別に見ますと、先ほどのご説明にもありましたように、電子商取引の所得課税は総論の検討にとどまっている。或いは CFC 税制のベストプラクティスの提示にとどまり、勧告が一本化されていない。それから、条約濫用対策等についても LOB と PPT を組み合わせた複数のオプション提示となっていること、さらには移転価格の PS 法の詰めの議論などが残されているなど、そして、これはちょっと重要だと思いますが、PE の議論と併せて、その PE を適用する際の AOA (帰属主義) についての共通解釈のガイダンスが先送りされてしまっているというところなど、集約された最終勧告に至らない項目が散見されているところです。また、処方箋の効率的な実施に必要とされる多国間協定の企画立案が、これは次のテーマに関係しますが、米国の参加なしに開始される状況にあると聞いています。

先ほど間もなく公開される最終報告書の動向を緒方さんから詳しく説明を伺いましたが、念のために次の点について確認させていただきたいと思います。1 点目は、ちょっと図々しいお願いになりますが、最終報告書の 15 項目を、1 番目は各国が勧告を受け、国内法、条約改正に個別対応できる段階に至っている項目、2 番目に、さらなる検討や絞込みが必要であって、現段階では各国の個別対応は見込めな

い項目に大きく分けると、どのように区別されるでしょうかというのが1点目です。

〔米国と欧州の間の立場の違いについて〕

2つ目が、OECD/G20における処方箋枠組みがこれから財務大臣会議やサミットに報告されると聞いておりますけれども、主要国の政治的コミットメントに揺らぎはないでしょうか。実は英国が迂回利益税という国内法でのBEPS対応措置を先行して取ったという事態がありまして、これについての評価、批判といったものが出てるように思います。この点、米国と欧州の間の立場の違いの顕在化が懸念されるわけですが、いかがかということです。

ちなみに英国が導入した迂回利益税は、英国の利益が英国で申告されないで、海外に迂回されている場合には、外国法人がPEの認定を回避した形で迂回する場合と内国法人が経済実質のない取引を利用して利益を迂回させるという2つのケースに区分して、英国はこれを法人税率よりも高い税率で課税し、しかも法人税の税制の枠外であるというふうな説明をしていると聞いております。そういったユニラテラル、1国限りの独自の動きがBEPSプロジェクトの途中に発生したことについて政治的コミットメントに揺らぎはないかということを確認させていただきたいと思います。

〔二重課税リスクについて〕

3点目が、PE帰属所得の算定方法に見られますように、OECDモデルと国連モデルのスタンスの相違が残存する中では、BEPSの処方箋がもたらす源泉地国課税の強化が解決困難な二重課税リスクを増幅するのではないかと懸念がビジネスで根強くあります。最終報告書はこのような懸念に対して適切な配慮が払われているかどうかということを確認させていただきたいと思います。

〔BEPS 提言の国内法と条約への反映について〕

次はBEPS提言の国内法、そして、条約への反映についてです。今のご報告の中で、ご説明を頂いたわけですが、全体としてわが国は国内法、条約の改正にどのようなスタンスで取り組むのでしょうか。すなわちこれからの改正のタイミング、さらには複数のオプションが提示された状況の下で政策選択をどのようなポジションで行うのか。すなわち勧告の中の最低限の義務を果たせばいいというスタンスで臨むのか、積極的に最適オプションを選択して取り込んでいくのかという点です。

〔実質性のテーマについて〕

次にBEPSの各論について、少しコメントさせていただきます。1番目は先ほどおっしゃった価値創造が行われている場所で所得を計上することを保証する実質性のテーマについてです。移転価格の中で気になりますのは、まず無形資産に注目した解決策としてDCF (Discounted Cash Flow) 法を評価困難な無形資産について適用しよう。そして、その中でも評価困難度の高いものについて所得相応性基準の担保をするということがうたわれておりますけれども、この点はビジネスの予測可能性が阻害され、執行当局の裁量の幅が広がるのではないかと懸念があります。

その意味ではこの所得相応性基準についてラストリゾートとしての位置付けを明確にするとともに、どのような状況の下でのみ利用が可能なのかについてより具体的なガイダンスが求められるのではないかと思います。厳格な位置付けと例外的な執行枠組みを詳細に事前開示する所得相応性基準がもしできるとすれば、いわゆる伝家の宝刀の機能を果たすことで移転価格税制の中における存在意義が高まるかもしれないと考えます。

〔PE の認定について〕

次に PE の認定です。先ほどご説明のあった準備的・補助的業務の位置付けのところで、準備的・補助的業務としてリストアップされたモデル条約 5 条 4 項について、何が準備的・補助的かということについて、投網方式になったので、全て個別に検証していくということになりますけれども、この点は業種別に新しい機能が誕生するたびに個々の事業者ごとに判断する必要がありますが出てくるという意味で予測可能性が大いに問題になると思います。

日本企業は特に海外の製造機能の近くに立地する VMI (Vendor Managed Inventory) 倉庫のような活用を多くしているわけです。今回の BEPS の案の下ではこういったものは対象にならない、大規模倉庫という概念には入らないと考えますけれども、この点は的確なガイダンスがないと各国における恣意的な拡大解釈というものの恐れがあるのではないかと思います。

〔CFC ルールについて〕

最後に CFC ルールについてです。先ほどご説明がありました経済理論的に非常に魅力的な超過利得アプローチがカテゴリーアプローチと並んで提起されています。私自身は、この超過利得アプローチは法人税のそもそもの在り方、法人の課税対象を何にするのかという議論とも、マリーズ・レビューなんかを見ていると、関連しているところもあると思います。ただ、もしこれを実施するとすると、これを経験した国は現在のところまだないわけですので、今までのカテゴリーアプローチと並んでベストプラクティスの 1 つのオプションに取り上げる段階に来ているほどのアイデアなのかどうかということについて疑問を覚えるところですが、いかがでしょうか。以上です。

(渡辺) 青山さん、どうもありがとうございます。それでは、次に合間さん、どうぞよろ

しくお願いいたします。

(合間) 新日鐵住金株の合間でございます。よろしくお願いいたします。緒方さんから非常に詳細にご説明いただきました。また、青山さんからも御発言がありましたけれども、ビジネス界の意見を踏まえて交渉してきていただいているということに、深く感謝しております。一方で、日本の企業に身を置く立場からすると、最終報告がもうそろそろ出されるという中で、弱音を吐く最後のチャンスと思いながら、この場に座らせていただいております。

〔BEPS 対応について〕

今日のご説明の中では言及されませんでした。資料 11 を拝見して、「これが今回の BEPS 対応なのだな」とあらためて認識したところです。包括的アプローチと記載されていますが、左下の関連会社 X 社、Cash Box と呼ばれるような会社に対して、これだけ網羅的な対応が検討されているということです。グループの中に、これに該当する、あるいは、該当する可能性のあるスキームを抱える企業においては、これらの全ての対応を求められるということになりますと、やはり非常に大変なことであると感じております。二重課税の回避も含め、実際に、これらの仕組みがうまく回るのかという不安もあります。

その意味で、青山さんから「日本での国内法改正への反映については、どのようなスタンスで」という質問がございましたけれども、私は、執行においてどのようなことが想定されているのかについて、お考えをお聞かせいただければと思います。幾度となく言及していただいておりますが、日本企業の多くは、アグレッシブな租税回避行為から距離を置いていると理解していただいておりますし、事実そうであると考えております。その中で、今回、コンプライアンスとして、法律レベルでの対応を取ること



について、執行上、何か変化が生じるのかという点を疑問に思っているということです。

第一に、日本の企業の多くは、日本の税務当局と非常に良好な関係を築いてきていると考えております。さらに最近では税務コンプライアンスという方向性の下で、その状態が評価されている中で、今後の法律改正によって、問題とされている状況から遠い日本企業に対する日本での執行はどうなるのかというところをお聞かせ願いたいということです。

第二に、やはり海外です。海外でも並行して同じように、しかし、やはり少々、異なる法律改正が行われていくことになると、各国のグループ会社に対する執行がどのように変わっていくのかということも非常に心配しているところで、それが国際的な共通認識の下でどのような方向に進んでいくと想定されているのか。そういったところをお伺いできればと思っております。

〔「企業の意図」について〕

次にお伺いしたいのは、非常に抽象的な議論になってしまいますけれども、今回の整理の中で、「企業の意図」というものがどのように考えられているのかという点です。そもそもBEPSは、一部の企業の意図的な租税回避であり、その対応策が練られてきたと理解しておりますが、必ずしも、今回の整理の中で、それが

明確になっていないように感じられます。

〔グループとしての情報収集について〕

実務的には、今回のBEPSプロジェクトに関する様々な整理の中で、親会社は、グループ企業がどのようなことを行っているのかということについて、須らく全てを知っているということが前提になっているのではないかと危惧しているところでした。

日本の企業の多くは、租税回避を意図していないということから、今回の御対応に対して違和感を持っていたことはご理解いただけるころだと思いますが、同時に、グループ企業の活動について、税務上耐えられるような一次情報を直接把握しつつ対応するという点についても、危惧しています。具体的には、経営管理手法の見直しや、コンピューターシステムの対応等も含めて、実務的、また、物理的に時間がかかりますし、経営思想そのものの見直しということになりますと、相当の時間がかかることになると思っております。そのあたりは、実際の執行に当たって十分にご配慮いただきたいという思いがありますし、具体的なガイドラインも含めて、引き続き前広かつ詳細な情報提供をお願いしたいと思います。

〔立地競争力としての税制の重要性について〕

それから、付け加えて申し上げさせていただけますが、今回の対策によって、事業を行う国において、その国の税制で課税されるというルールが徹底されることとなりますので、各国の税制が、直接的にその国の立地競争力を規定することになろうかと考えます。したがって、現在、いろいろと要望させていただいている日本の税制改正についても、日本国の国際競争力の観点から、引き続き前向きにご検討いただきたいということです。以上です。

〔渡辺〕 合間さん、どうもありがとうございます。それでは、吉村さん、どうぞよろしく願いたします。

〔プロジェクトの枠組みについて〕

〔吉村〕 それでは、私からは初めに総論的なコメントを申し上げたいと思います。まず、プロジェクトの枠組みについてです。今回のプロジェクトではOECDのみならず、G20も含めた枠組みとして議論が行われました。従来、国際課税のルールをグローバルに議論する際には、OECDがメインプレーヤーとしての地位を事実上独占していたわけですが、その独占に穴が開いたと評価することもできるかもしれません。これは現在、又は将来においてBRICs諸国がどういう影響を既存の国際秩序に及ぼしていくかということを考える上で示唆的ではなかったかと思います。

ただ、他の代替的なフォーラムとの関係で考えると、国連の税に関する専門家委員会の格上げが、米英などの反対により頓挫した旨の報道もありました。先ほど青山さんから一元化への道筋がつけられたというような評価もありましたが、実効性があるルールメイキングの主体として、OECDが中心的な役割を果たしていくという点は今後しばらく変わらないということと言えるのかと思います。

〔BEPS プロジェクトに参加した各国の利害対立について〕

2点目は、BEPS プロジェクトに参加した各国の利害対立についてです。そもそも BEPS プロジェクトが開始されるに当たっては、アメリカ系の IT 企業による租税回避が盛んに報道されておりましたけれども、これに対抗する以上、OECD 内部でも利害対立がある問題に手を付けることになります。さらに G20 の国々もその議論に参加するわけですから、非常に利害



対立が複雑になるということが予想されていたわけです。今回その利害対立を乗り越えて一定の結論が出されたということで、非常に喜ばしいのですけれども、一方で、今後その成果がどのように実現されていくかということが課題であろうと思います。この点は青山さん、合間さんの方からご指摘があったところですが、各国の実施状況というのをどのようにモニタリングしていくか、また一部の国が一方的な措置を導入した場合にどのようにそれを BEPS プロジェクトの枠内に抑えていくか。これが課題になるかと思います。

また、後にご紹介があると思いますけれども、行動11として BEPS の分析が行われます。将来においてこの BEPS プロジェクトがどのように機能したのか、また、その結果として BEPS が目標通りに抑制されたのかということが分析され、再びこの BEPS の枠組みが立ち上がる可能性があるのかといったことも、関心を持っているところです。

〔移転価格税制について〕

その上で個別の行動についてコメントと質問を申し上げたいと思います。まずは移転価格税制についてです。今回の BEPS プロジェクトにおきましては「価値創造」というのが1つのキーワードとして用いられました。移転価格税制においても価値創造の場と所得計上の場を合

致させるということが強調されて、さまざまな提案がなされております。伝統的に移転価格税制を適用するに当たっては機能・リスクの分析が重要であり、各当事者が担っている機能・リスクに応じた所得配分を行うという枠組みが提示されていたかと思います。このような機能・リスク分析の枠組みと今回の価値創造というキーワードとがどのような関係にあるのかという点が学問的には興味深いところです。

先ほどの緒方さんのご説明の中においては無形資産の生成から利用といったプロセスを例に出されて、各時点の静的な分析にとどまらず、ビジネスのダイナミックな動きというものにも目を配っていくのだということが示されていたように思いますが、実際の議論においては途上国を中心として、例えば販売市場の特性であるとか、或いはその現地の労働市場の貢献といったものを価値創造の中に取り込むべきだといった議論があったと報じられていました¹。価値創造がキーワードになったことによって移転価格税制の在り方に変化があり得るのかといった点を疑問に思っておりますので、もし先ほどのご説明に付け加えるところがありましたら補足を頂ければと思います。

また、移転価格税制につきましては「特別措置」について検討が行われることが当初予定されておりました。特に討議草案におきましては、幾つかの特別措置のオプションが提示されて、人々の注目を集めたと認識しております。しかしながら、伝えられるところによりますと、最終の報告書においては独立企業原則を超えるような特別措置は導入されないということです。すなわち独立企業原則が移転価格税制における原則であるという点は維持されたということになるかと思えます。この独立企業原則が維持されたという点が各国の積極的な支持によるもの

か、それとも、結局は他に参加国が同意するような指標は見いだすことができなかったという消極的な支持にとどまるのかといった点について、もし可能であれば、議論の様子等をお教えいただければと思います。

〔CFC 税制について〕

第2はCFC税制についてです。討議草案段階におきましては、BEPSプロジェクトに参加している国の中に全世界所得課税主義を取っている国と国外所得免税主義を取っている国が存在するということを前提とした上で、そのような違いがありながらも、BEPS対応のためには外-外の所得移転を対象として含むようなCFC税制が必要だということがうたわれていたかと思います。

今回、最終的な報告書が出されて、わが国でも外国子会社合算税制の見直しが行われるとなっております。外国子会社合算税制につきましては、そもそもわが国が外国子会社配当益金不算入制度に移行した後にどのように位置付けられるべきかという観点から議論があったところです。今回の見直しにおきましては、そういった従来からのわが国の制度内での整合性といった観点とともに、各国の公平な競争条件といった観点からも議論が行われると予想されるところでありますけれども、今後の日本のCFC税制の見直しに当たってどのような視点が強調されるのかをお伺いできればと思います。

〔利子等の損金算入制限について〕

また、第3に利子等の損金算入制限についてです。デット・プッシュ・ダウン等を念頭に置いたものと思いますが、討議草案では外部者への支払いも含めた利払いの損金算入制限という問題意識が提示されていたかと思えます。デッ

¹ 'Value Creation' Understanding Key to Transfer Pricing's Future, 2015 TNT 142-4 (JULY 23, 2015).

ト・プッシュ・ダウンとして、M&A をきっかけとして被買収企業に過大な外部借入れを負担させ、その結果として過大な利子の損金算入を行うといったスキームが問題視されており、主にヨーロッパを中心に包括的な利子の損金算入制限の規定という方向で議論が進んでいる状況にあるかと思います。これに対して日本の税制はもっぱら関連者間の負債及び利子の支払いを対象とした損金算入の制限ということになっております。

そこで、質問としましては、日本の制度は関連者間取引を対象としたものであるわけですが、こうした現在の枠組みは BEPS の最終報告を受けた見直しの中で維持されるのか、それとも、外部者、すなわち第三者に対する利払いをも規制する方向で議論が進んでいくのかといった点についてお尋ねできればと思います。

〔制度相互間の議論について〕

最後に、こうした制度相互間の関係については、ある面では規制を強化すれば、他方で規制が不要となる面も出てくるといったように、制度相互の補完性があるものと思います。BEPS の最終報告を受けて、日本でも見直しの議論が進んでいくかと思いますが、そういった制度間の相互関係等に配慮した慎重な議論が行われれば望ましいと考えております。以上です。

(渡辺) 吉村さん、どうもありがとうございます。それでは、緒方さんの方から、ただ今のお三方からの質問、意見についてのお答えをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(緒方) ありがとうございます。では、かいつまんでお答えさせていただければと思います。

〔制度化の色分け〕

青山さんから幾つか頂きました冒頭のご質問は、現段階で制度化できるもの、できないものをどう色分けできるかということですが、資料 10 に行動の一覧が出ております。各行動の横に、矢印で今後の対応をごく簡単に書かせていただいております。基本的には行動 1 のブロックは今のところやれることはやったし、やれない部分は引き続き検討になっているということです。

(2) でくくってあります行動 2 から 5 の部分については、適宜国内の状況を見ながら法制化を考えていく段階、そういう意味では各国とも法制化できる段階の勧告になっているものです。(3) のところについては条約にぶら下がっているものですから、条約の改正、コメンタリーの改正に若干の時間がかかりますけれども、これは適宜進めていくということになっています。この辺が実体規定のものです。右側の方は法制化になじむもの、なじまないものがありますけれども、基本的に行動 12 とか、行動 13 については各国で法制化しようと思えば法制化できる段階です。特に行動 13 については法制の実施ガイダンスまで出ていますので、その段階まで至っているものということになっております。

〔残された課題〕

ただ、青山さんの恐らくご関心としましては、その中で決まっていないところ、先送りされているものもあるだろうということだと思います。全部はなかなか申し上げられませんが、一部だけご紹介させていただきます。

顕著なところでは、ご指摘がありましたように、電子経済のところにつきましては直接税の広範な課税の問題、BEPS を超える問題につきましては今後も引き続き状況を見ながら検討をしていくこととなりました。

利子につきましては先ほど簡単にグループ比率のご紹介をさせていただきましたが、このグループ比率がオプションとして残っていますけれども、これにつきましては各国とも実際に制

度化した経験がありませんので、オプションではありながら、入れる国のためにガイダンスをこれから作るということになっております。

行動6につきましてはミニマム・スタンダードに幾つかのオプションがありまして、先ほど日本はLOBとPPTの組み合わせを選好していると申し上げましたが、このLOBにつきましても実際に細かいコメントリーを作っていくということになっておりますので、引き続き作業が行われると考えております。

最重要とおっしゃられた、PEの規定が若干変わりましたことを受けてそれについての帰属所得はどうなるのかということなのですが、PE帰属所得についての検討は今後行うという結論になりました。若干、その背景を補足させていただきますと、確かに、新しいPE概念を入れたときに、それにどれだけ所得が帰属するのかということを勘案してPEの定義を決めるべきであるという意見が強く、これには一定の合理性があると思っています。といいますのは、結果的にPEを拡大してみても、帰属する所得がほとんどないのであれば意味がないではないかというご指摘だと思います。

議論の流れとしましては、PEはやはりネクサスを見るメルクマールですので、原理的にはネクサスがあるかどうかというメルクマールと結果的にどれだけ所得が帰属するかという議論は切り離すことも可能であるということです。これが本当かどうかというのはいろいろ議論があったのですが、一応そういう前提に立って、今回はネクサスの基準としてのPEについて決着をさせ、この帰属利得の問題、さらに言えばAOAとの整合性については今後また詰めていくということになりました。

同様に、非常に重要な論点ではありますがけれども、プロフィットスプリット、移転価格中の利益分割の在り方とか、金融取引に対する移転価格の適用の問題、この辺も重要な話になってきますけれども、今後検討していくということになっております。この辺が残された課題と

いうことになっております。

〔各国の政治コミットメントについて〕

それから、各国の政治コミットメントに揺らぎがないかというご質問を頂きましたが、公式答弁は揺らぎはないということです。現時点で最終的にBEPSプロジェクトの参加国が非常に苦心をしましたのは、各国が取りこぼされることがないように、みんなしっかりコミットしながらルールを作るということです。BEPSプロジェクトは実施段階が重要という認識を各国とも持っていますので、合意したけれど実施されないルールを作っても仕方がないということです。実施してもらうためにはピアプレッシャーをやりますけれども、実際にはコミットしているものしか実施されようがないですから、しっかりとコミットメントをしてもらうということです。政治コミットメントを確保しながらできる範囲のルールメイキングをするということでやってきておりますので、その意味においてコミットメントは確保されているということです。

一方で、青山さんがイギリスの迂回利益税を例にされてお話をされていましたが、迂回利益税は青山さんがご説明されましたように、本来イギリスに付くはずの所得が人為的にPEを回避したり、実体のない移転価格的な取引を仕組んだりすることで、イギリスに課税所得として認識されなかったときにイギリスの所得として課税しますという制度ですが、これはまさにBEPSの議論そのものではないかと思います。

BEPSの議論そのもののなのに、BEPSの結論ではなく、BEPSの結論を待たずに独自に法制化をしたということです。これには各方面から批判があるところです。一方で、各国が国内税制をやるのは自由と言え自由ですので、これを強制的に止めることはできないわけですが、協調行動をしていこうという枠組みを作っているわけですから、協調行動をしていきましょうという話はピアプレッシャーの一環とし

て言い続けているし、これからも言い続けていくということになると思います。

〔二重課税リスクについて〕

解決困難な二重課税リスクが出てくるのではないか、それはBEPSでちゃんと手当をしているのかというご質問がありました。これは第2部でもお話ししますが、まさに行動14で議論されてきた話です。結果、ご満足いただけるかどうかはわかりませんが、できる範囲までやりました。これは後ほどまたまた触れさせていただきたいと思います。

〔日本のアプローチについて〕

それから、日本がこれを国内法、条約で実施していくためにどういうアプローチでやるかということですが、青山さんが冒頭にご紹介いただきましたように、浅川議長をかついで、われわれも一生懸命参加してきたプロジェクトですし、各国ともコミットメントを維持しながらやってきたという背景がありますので、基本的なアプローチとしては全部実施するということをやっていきます。

ただし、その前提におきまして、実施すると言っても、各国の法体系もありますし、経済状況もありますし、BEPSリスクも各国ごとに違いますので、一律にとにかく全く同じことを各国はやるべきだということにはならないですし、日本としましても、日本の制度にはなじまないけれど、取りあえず入れますという乱暴なことはもちろんしませんし、そこは状況に合わせて適切なものを判断しながら、通常の税制改正のプロセスの中で実施を議論させていただくということだろうと思います。

〔所得相応性基準について〕

所得相応性基準についてもご質問がありました。ラストリゾートとして位置付けるべきですとか、どういう状況で利用が可能になるのかという具体的なガイダンスが必要でしょうという

ご指摘を頂きましたけれども、全くそのとおりだと思っております。実際に法制化する、あるいはこれから検討ということになりますけれども、OECDにおけるBEPSの議論の中でもこの問題意識は非常に強く認識されておりまして、ちゃんと場面、対象を限るべきである、どういう状況のときに発動するのかをしっかりと限定をするということです。それから、文書化等を通じて納税者が事前にこれを予測できたものであったかどうかというものについてもしっかりと配慮した制度化をすべきという議論がされてきておりますので、日本もそういう議論に従って、法制化をやる、やらないも含めて検討することだろうと思います。

〔準備的・補助的要件について〕

PEにつきましても、準備的・補助的要件を全体的にかけるというのはなかなか難しいのではないかとご指摘もありましたが、まさにそういう意見がありました。日本としましても、一方ではBEPSリスクには対応したい。他方で、そもそも立ち返ってみると、PEについてなぜ条約上規定するかというと、進出先国で日本企業が無茶な課税をされないように、ここまでは課税をしないでくださいということを条約に明記するというバランスの下で成り立っているものですから、すべからず準備的・補助的であるかどうかの確認を進出先国ですということについては一定のリスクを伴うわけです。これとBEPS対抗措置としての有効性とのバランスを日本も含め、各国が悩んで議論してきましたけれども、結果として、バランスとして準備的・補助的要件はすべからずかけるという原則で行こうということになったところです。

〔超過利潤の考え方について〕

CFC、合算税制のところで超過利潤の考え方についてもご質問がありました。マーリーズ・レビューを引かれましたけれども、確かに一歩引いてみますと、マーリーズ・レビューと

いうのはイギリスの学者たちが集まって、法人課税の在り方そのものについてレビューした報告書です。そこで法人課税の在り方として経済的なレント、超過利潤に課税するのが法人課税のあるべき姿であるということが書かれていると承知しております。

これにならって、法人課税そのものの在り方を考えるということにつながっていくのかというご指摘だろうと思います。まさにそういう問題意識はわれわれも持っております。一方でマリーズ・レビューを一生懸命読んでみても、超過利潤に課税すべきというのは経済学的に導けても、超過利潤はどの国が課税するのかというのは実は書いてありません。企業活動をやっているならば超過利潤が発生して、まさにそれを狙って企業は活動しているという面もありますけれども、その課税権の配分についての問題は実は未開の領域です。そこをどう考えるのかということや頭の片隅に置きながら、一方で提案されている合算税制における超過利潤アプローチは申し上げたように非常に大胆な制度ですので、これが制度化になじむかどうか等々、いろいろな観点を踏まえて検討していくということです。

率直に申し上げて、超過利潤アプローチがそのまの形で制度化されるというのは各国ではなかなか難しいと思いますが、いろいろな所得アプローチとの組み合わせ、実質基準との組み合わせでその要素を入れるということは当然あり得ると思いますし、アメリカがミニマムタックスとして提案している課税とのリンクの関係性もありますので、そういうところも注視していきたいと思っております。

[holistic アプローチについて]

合間さんから頂いた質問に幾つかお答えしたいと思えます。まず Cash box の図をご覧ください。資料の中で新しく13ページのところで Cash box の例で holistic アプローチがどんなイメージになるかとい

う図を載せております。これを見ると、確かにものすごい勢いで大量の対抗策を打っているように見えますが、これは Cash box の例であって、すべからくこれが普通の企業に適用されるというわけではありません。ここでご説明をしたかったのは全ての対抗措置は相互に関連しているということです。

私の先ほどのお話の中でも申し上げましたが、例えば行動3で合算税制を仕組むときには、利子の課税ではどうなっているか、移転価格ではどうなっているかといった、入ってくる部分でどれだけ強く止められているかということと、最終的に合算するときにはどのくらいの所得を合算するかということとは、これは当然つながっているに違いないということです。全部をぎりぎりにがちがちにしてしまうというのはバランスを欠きますし、どこかに抜け穴があると、それはそれで問題であるということです。全体のバランスを見ながら制度化しなければいけないだろうということも含めて、holistic アプローチとして紹介させていただきました。

[執行の今後の在り方について]

その関連で、執行の今後の在り方についてどう考えているかというご質問がありました。BEPS プロジェクトをやったからといって、いきなり執行が性悪説に基づいてぎりぎりや攻めてくるということは当然ありませんし、もともと BEPS プロジェクトは、冒頭に申し上げましたけれども、少なくとも日本にとりましては税収を上げることを全く目的としておりません。むしろ真面目に活動されている企業の方々には基本的に影響を与えずに、一方で外国を中心に不真面目にやっている人たちがしっかりとしかるべき場所で税金を納めていただくことで相対的に真面目に活動されている企業の競争条件が向上するということを効果として目指しておりますので、執行につきましては引き続き適正・公平な課税に務めていくということで、それ以上でも、それ以下でもないということです。

〔海外の制度について〕

海外の制度についてどうなっていくのかというご質問がありました。これは青山さんへのお答えでも少し触れましたけれども、基本はピアプレッシャーで、海外の制度についても、BEPSプロジェクトと一緒にやってきた国々にとっては、BEPSプロジェクトで議論したことを踏まえて、国内制度を作ってくださいということです。しかもそのルールづくりに参加したわけですから、ルールを守るということも一緒になってやりましょうと言っていくことになるだろうと思っています。

〔租税回避の意図について〕

非常に重要なお指摘を合間さんから頂きました。企業の意図というのをどう扱うのか。BEPSは今までは違って、企業の意図、特に租税回避の意図ということだと思いますが、それを問題にしているのではないかというご質問です。実はいろいろな議論がありましたけれども、結果をご覧いただくと、行動6の目的規定であるPPTを除けば、意図、目的というのは出てきません。実際に見ていますものは、実質はどうであったか、企業の本来の行動はどうであったか、それから、商業合理性はあるかどうか。そういったものがメルクマールになっていますけれども、それ以上の企業の意図は問いません。さらにグループ親会社が全てのことを知っていなければいけないという仕立てになるのかというご質問ですが、そこまで求めるということには当然なりません。

ただ、一方で、契約と実質が過度にかけ離れているとか、商業合理性のない行為が行われているというようなことがあり、かつ重大な税の影響があるということであれば、その部分については当然親企業も知らないということでは済まないということにはなるでしょうけれども、場面としてはそういうところに限定されているということだと思います。

〔ルールメイキングの場について〕

吉村さんから頂いたご質問ですが、ルールメイキングの場としてのOECDが中心となるのは維持されたという評価を頂きありがとうございます。これはその他、英国の迂回利益税等々、各国の税制モニタリングということにもつながる問題です。これに関し、1つだけご紹介させていただきます。資料8にアンカラのG20のコミュニケが載っておりますけれども、この最後のところで「税に関する国際協力に関するアジスアババ行動目標の下での決定を歓迎する」というこれだけでは何を言っているかさっぱりわからないフレーズが最後に載っております。

これは何かといいますと、吉村さんにご指摘いただいた国連の専門家会合の格上げ問題の話です。これがアジスアババの開発資金会合でも議論になって、どうするかというのがその行動目標の中で取り上げられ、政府間委員会にすべきという意見が結局は採用されずに、専門家会合を今の位置付けのまま続けるという結論ではあります。けれども、確かにルールメイキングの場としてのOECDが中心であるということとはBEPSプロジェクトの中でも確認はされましたけれども、途上国もルールメイキングに参加したいという声は弱まることはなく、強まる一方であるということとはご紹介をさせていただきたいと思います。

同じアンカラのコミュニケの中に将来のモニタリングの話、それから、その枠組みの話が載っておりますけれども、今後はBEPSに参加した人、参加していない人も含めてグローバルにモニタリングしていくということです。その枠組みをどうしていくのかということが焦点になってきています。まだかちつとしたものが決まったわけではないですけれども、そこが中心的な問題というのはご指摘のとおりだと思います。

〔BEPSの再検討について〕

将来的に BEPS の再検討，レビューの可能性があるのかというご質問ですが，行動11の話はまた第2部で簡単に触れさせていただきますけれども，BEPS 全体としまして，明示的に例えば行動13の国別報告書のところでは2020年のレビューが明記されておりますし，明記していないところにつきましても，しかるべき期間を経た後にある程度のレビューはするということだろうと思います。

〔レントの課税について〕

価値創造につきましては冒頭の説明の中でご説明したことに尽きておりますが，先ほどの青山さんの質問との関係で申しますと，価値創造の場は今回一定の整理をしましたけれども，青山さんがご指摘されたように超過利潤というか，レントをどう課税するのかという問題があります。これは例えばロケーション・セービングの議論が価値創造との関係で議論されたというお話もありましたけれども，ある場所で活動したことが価値につながっているのではないかという問題意識です。

ロケーション・セービングとか，ロケーション・レントとか呼んでおりますけれども，こういった超過利潤的な，レント的なものをどう配分するのかというところは整理の難しいところで，ここは近い将来で言えば，移転価格の中でサプライチェーンの中の利益分割法の在り方というのが将来の検討として残ったとご説明いたしましたけれども，そういった中で引き続き議論されていくのだろうと思っております。

〔独立企業間原則の維持について〕

独立企業間原則の維持が積極的なものだったか，消極的なものだったかというご質問を頂きました。積極，消極の評価は主観も入ってしまいますけれども，基本は積極的な支持とご理解いただいていると思います。この背景にありますのは，特別措置が議論されている中で，独立

企業間原則，条約でいうところの第9条の内側か，外側かというのはいろいろとみんなも悩みました。一方で，第9条の外側，独立企業間原則の外側の制度を導入した場合の影響というのは非常に強く認識されました。これは二重課税のリスクが非常に大きくなるということです。それから，課税される，課税されないについてのメルクマールがはっきりしなくなりますので，納税者間の不公平感が高まるという問題意識が強く意識されました。

第9条の外，独立企業間原則の外の措置を検討することも排除しないというのが行動計画にありましたけれども，さはさりながら，そのような措置の導入は制限的に考えるべきですし，BEPS 対策として本当に必要なかどうか考え，本当に必要な場合にだけやりましょうという問題意識がみんなに共有されていました。結果として，所得相応性基準という，独立企業間価格に収まる部分で十分だろうという結論になったということです。そういう意味で積極的な支持と言っていると思います。

〔外国子会社合算税制と益金不算入への移行の関係について〕

外国子会社合算税制について，益金不算入への移行と独立して BEPS として議論するのかどうかというご質問を頂きました。青山さんへの回答の中で申し上げましたけれども，今後日本の制度として検討していくに当たっては，日本の既存の法体系とか，その他のさまざまな状況に応じて当然あるべき制度を議論していくということになります。特に合算税制については，BEPS で確かに勧告はされましたけれども，2009年の外国子会社配当の益金不算入制度を前提にどう位置付けるのかというのは日本の制度論としては非常に大きな視点ですので，この視点を除いた改正ということはやらないということです。そういうことも踏まえて検討するということだと思います。

〔利子について〕

それから、利子のところでもご質問を頂きました。利子の損金算入制限は、BEPS 対策ということで言えば、当然関連者間の利払いをイメージすべきであるというご指摘です。現行の日本の制度も関連者間取引のみを対象としているということで、われわれもそういうふう認識しておりますが、一方で、ご指摘のとおり、結論として出てきます固定比率に基づいた制度というのは、関連者というよりは非関連者、第三者も含む全ての利払いについて一定比率で制限をするという仕立てになっております。これが制度の在り方としてどうなのかというのは、日本の制度として考える場合には議論していかねばいけないと思っております。

さらに利子の控除制限ということで言えば、例えば極端な話、配当と利子との課税上の取り扱いの違いがさまざまな問題を生んで、リーマンショックの遠因になったと言う人もいますし、G20の金融のレポートなんかでも触れられておりますけれども、そもそもの法人課税の中での利子の損金の在り方というものも、もしかすると一緒に考えなければいけないと思いますし、そういうものを総合的に考えて、これから検討していくということになるのだろーと思います。

すみません。長くなって恐縮ですが、私からは以上です。

（渡辺） 緒方さん、どうもありがとうございました。それでは、以上で第1部を終わらせていただきます。

次に第2部「BEPS 行動計画の11番から15番までの手続き規定・情報交換規定に関して」に移らせていただきます。時間もだいぶ押しておりますので、いろいろなポイントがありますけれども、なるべく議論のポイントを絞って進めたいと思います。

それでは、最初に緒方さんの方からご説明をお願いいたします。

Ⅲ. 行動計画11～行動計画15（手続き規定・情報交換関係）その他

（緒方） ありがとうございます。第1部では払うべきところで払うという実体既定のお話をしましたけれども、第2部はこのルールの見直しを支えるものとして透明性向上と法的安定性の確保、BEPS の迅速な実施ということで、幾つかの行動をご紹介させていただきたいと思います。

〔行動5 有害税制への対抗〕（資料40）

1つ目は行動5の先ほどご説明しなかった方ですけれども、資料40ですが、制度の透明性に関する新しいルールです。行動5はそもそも何を議論したかといいますと、制度の有害性です。基本的には他国の税源を奪っているかどうかというのが有害性の基準で優遇税制を対象にしているのですけれども、透明性を欠く制度についても有害だろうということです。

これはルクスリークスで世間の耳目を騒がせましたけれども、課税当局が個別の企業とある合意をして、それによって特別に実効税率を引き下げているような取り決め、ルーリングと呼んでいますけれども、これを結ぶと、外から見えない形で優遇される企業が出てきます。これは有害だろうということで、これに対抗するためには関係する国がそのルーリングが行われた事実を知らされるべきであるということで、強制的・自発的情報交換と言っておりますが、要するに、そういうルーリングをやった場合には自動的に相手国に情報を提供するという枠組みが合意されました。これが行動5の2つ目の点です。

〔自動的情報交換を巡る国際的取組みの経緯〕（資料43）

関連してごく簡単にご紹介させていただきます

すが、資料43に自動的情報交換をめぐる国際的取組みの経緯と書いております。これはご承知の方も多いと思いますが、OECDの共通報告基準（CRS）というものを昨年7月に策定いたしましたして、平成27年度改正で日本も法制化をしました。

特に非居住者が持つ金融口座の情報を税務当局間で交換するというのが租税回避の防止に非常に有効であるということで、国際的な動きになりまして、OECDの基準を作り、これに従って各国が制度化をし、2017年、或いは2018年に初回の交換を実施するというので、G20の目標としてやってきております。これが非常に大きな国際課税の1つの流れになっております。

〔自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況〕（資料46）

資料46のところで自動的情報交換の実施時期に関する国際的な状況という表がございますが、非常に特徴的なのは、いわゆるタックスヘイブンと言って普通の方がイメージされるような国・地域についてもコミットしている国・地域に挙がっております。今まではタックスヘイブンはこういう国際的な取組みに協力をしないことでタックスヘイブンたり得たというところがあるわけですが、今回は真にグローバルなイニシアティブにしたということで、いわゆるタックスヘイブンも含めて、金融口座は隠せないという時代が来るということです。自動的に口座情報が交換されるという時代になってきているということです。

〔行動11 BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定【P】〕（資料47）

行動11は資料47です。行動11はBEPSの規模や経済的な効果を分析するというものですが、データをどうするか、指標はどんなものを使うか、分析方法はどうかという議論をしました。けれども、結論から申し上げますと、デー

タ上の制約は乗り越え難く、これがBEPSの指標だというものを作ることはできません。ある程度間接的にBEPSを示唆するような指標を組み合わせて診断をしていくしかないだろうという結論になっております。これは引き続きデータの収集の強化等々を含めて今後も検討していくということになっております。

〔行動12 義務的開示制度〕（資料48）

行動12はタックスプランニングのスキームの義務的開示の話です。過度なタックスプランニングを抑制防止しようというのがBEPSプロジェクトの根幹です。そうであれば、そもそもスキームの開発自体を抑制してはどうかということで議論されたものです。勧告自体は特定の制度の導入を求めるというものにはなりません。既に義務的開示制度を導入している国、資料49にアメリカ、イギリス、カナダの例を載せておりますが、他に南アフリカ等も導入しておりますけれども、こういう既存の制度や経験を参考に、モジュラー方式ということで選択肢をまとめるという形で、今後導入する国が参照できるようなガイダンスにしたという形になっております。

2点だけ留意点を述べさせていただきたいと思います。租税回避スキームを当局に開示するということですが、仮にそういうことに制度としてなったとしても、それはスキームに当局がお墨付きを与えたということにはならないということです。どの国の制度も、報告はさせますけれども、報告したスキームを使ったら打たれることはないということではないということです。これは1つ重要な点ですので指摘させていただきたいと思います。

もう1点は、開示制度の位置付けは各国の法制度によって非常にさまざまな類型があり得るという点です。と申しますのは、開示制度自体に抑止効果がありますので、それでよいとするのか。開示されたスキームを無効化するような立法をしていくのか。或いは一般的租税回避否

認規定（GAAR）と言われているものとセットでやるべきなのか。その辺りはいろいろな組み合わせがありますので、各国で検討を深めていかなければいけないというものです。

〔行動13 多国籍企業の企業情報の文書化〕（資料50）

それから、皆さんは非常に関心があると思います行動13は資料50からですが、これは既に昨年の段階で様式が固まっておりましたので、その後の状況としましては、どうやって実際に交換をするか、どうやって報告を求める法制化をするかというところを議論してきました。基本は、皆様の強いご意見を踏まえまして、われわれも強く申し入れを行った結果、国別報告書、CBC レポートですけれども、これにつきましては守秘の観点やその適切な利用の観点から非常に重要なものであるということで、基本は税務当局間での情報交換による条約方式にすることになりました。

〔（参考）行動13 多国籍企業の企業情報の文書化〕（資料52）

条約方式の簡単な図を資料52に載せておりますけれども、国別報告書については条約方式を基本とするということで合意されております。

〔（参考）行動13 多国籍企業の企業情報の文書化〕（資料54）

一方で、マスターファイルとローカルファイルはどうするかということです。資料54の図をご覧いただくと、マスターファイルとローカルファイルにつきましては、ローカルファイルは各国の子会社で作るということで、今の移転価格の文書化と同じであり、それを踏襲することです。マスターファイルにつきましては親法人が作らざるを得ないわけですが、親法人が作った上で各子会社がいわゆる子会社方式で所在地国の税務当局に提出するという形になっております。

この国別報告書の適用時期ですけれども、原則として勧告の中では各国が一斉に2016年1月1日以後の開始事業年度について作成を求めるということになっておりまして、作成が求められた国別報告書は、作成対象の事業年度終了から1年間作成の猶予期間があり、その後、当局に提出されて、必要に応じ交換されるということになっております。ただし、脚注的なフレーズがありまして、原則はそうとなっておりますけれども、各国は法改正のサイクルがいろいろありますので、それによって多少のずれがあることは許容されるということになっております。それが行動13です。

〔行動14 相互協議の効果的実施〕（資料57）

行動14も先ほどの青山さんのご質問にあった話です。BEPS は基本的に二重非課税の防止ということですので、方向としては課税強化に見えます。まっとうな活動をしている企業にとっては強化されるものはないわけですが、方向としては課税強化の部分が多いということです。そうすれば二重課税のリスクが相対的に高まる可能性が高いということで、これについてはどう手当てをするのかということですが、仲裁制度を確実に入れてほしいという非常に強いご依頼は累次頂いております。先ほどのG7のコミュニケを紹介させていただきましたけれども、われわれも全く同じに考えております。しかし、残念ながら、G20全体で仲裁を義務化するというところまでは合意に至りませんでした。

その前提でどうするかということですが、まず仲裁にはコミットできないという残念な状況を前提にしつつ、相互協議を通じた適時で効果的な紛争解決に対して政治的に強くコミットしてくださいということです。原則論ですけれども、そこに政治的に強くコミットしていただいた上で、幾つかミニマムスタンダードということで「最低限これだけはやります」というものをまとめて、その他ベストプラクティス、「こ

れがあったらいいだろう」という措置もまとめたという形になっております。

全体として100点満点というわけにはいかなかったわけですが、適時効果的に紛争を解決しなければいけないという問題意識は共有され、それに対する強い政治的なコミットメントも得たということです。今後各国がちゃんとそのとおりにしているかということはモニタリングしていくことになりますし、引き続きピアプレッシャーを通じて確実な紛争解決を確保していくということだろうと思います。

〔行動15 多数国間協定の策定〕（資料58）

行動15は最後の資料58ですけれども、BEPS 対抗措置のうちで租税条約に反映させることが必要な措置につきましては、2 国間の租税条約を1つ1つ改正するのではなくて、1本の多数国間協定を結ぶことで一気に改正をしようという画期的な試みです。これにつきましては青山さんからアメリカは参加していないではないかというご指摘を頂きました。残念ながら、アメリカの参加はまだ頂いていませんが、日本を含む87カ国が今のところ交渉団に加わっております（注：その後米国は参加を表明し、10月20日現在、計92カ国が交渉団に参加している）。BEPS の中身の話が決着しましたので、第1回会合を本年の11月に開催する予定にしております。2016年の末までに署名のために協定を開放するということを目標にこれから交渉を進めるという想定でやっております。以上です。

（渡辺） 緒方さん、どうもありがとうございました。それでは、パネリストのお三方から順次ご意見、ご質問を伺いたいと存じます。最初に青山さん、よろしくお願いいたします。

Ⅳ. 行動計画11～行動計画15その他に関する意見

〔国別報告書の立法化について〕

（青山） それでは、簡単にまとめてコメントさせていただきます。まず国別報告書について行動13は昨年来大変熱心に取り組んでいただき、先ほどおっしゃった条約ベースでの交換方式が実現したということは大変評価できることだと思います。ただ、これから国内法に立法化するに当たって、わが国はアジアの新興国の中で日本企業がいろいろアグレッシブな課税を受ける可能性が高いということですし、国別報告書は課税当局にとってのリスク分析にとって非常に有効なデータであるわけですが、それを悪用された場合のリスクも高いと懸念されます。

従って、わが国で国別報告書の立法化をするときにどのレベルで立法化するか。どの程度インテンシブなものにするかというふうなことを考えるときには、そのような周辺国に与える影響等も考えますと、やや保守的なアプローチが望ましいのではないかなと思います。

〔租税回避スキームの事前開示について〕

次に、事前開示についてです。行動5のルーリングの開示と行動12の租税回避スキームの開示の2つについては透明性という点で大変な進歩だと思いますけれども、先ほどもご指摘がありました租税回避スキームの事前開示については、国内法との整合性の下で実施していくとすると、いろいろ制約があると考えられます。

わが国の場合、個別的否認規定は別にして、包括的否認規定という下敷きがないわけです。そうすると、この部分について租税回避スキームの開示制度を考えるときには、一般的租税回避否認規定が必要なのかどうかという議論は今までそのところは封印をしていたところだと思いますけれども、これをきっかけにそのような議論にも参画していかなければいけないので

はないのかなと私自身は個人的に思います。以上です。

(渡辺) 青山さん、どうもありがとうございます。それでは、次に、合間さん、どうぞよろしくお願いします。

(合間) 行動13に絞って発言させていただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、国別報告書の項目の選択及び条約方式による情報交換等々、ビジネス界の要望を取り入れて交渉していただいた成果と思っております。厚く御礼申し上げます。

〔文書の取り扱いについて〕

今回、お伺いしたいのは、実際に3つの文書がどのように課税当局で使われるのかという点です。ご案内のとおり、国別報告書については基本的に、親会社の連結会計のベースで取りまとめられるものであり、マスターファイルについては、親会社が所在する国の税法に基づいて、その範囲等々について規定されるものと考えております。また、ローカルファイルについては、グループ会社が所在する各国の税法に基づくということです。それぞれの範囲、視点で取りまとめられるものと考えます。

これらの文書については、特に、国別報告書とマスターファイルについては「リスクの存在の有無を評価する」という表現でご説明を頂きましたが、実務的に当局の方はどのように分析することになるのかについて、立法の過程で検討されている内容があればご教示いただきたいと思います。

さらに今回マスターファイル、あるいは国別報告書が導入されることによって、従来の移転価格文書に相当するローカルファイルが簡素化される余地があるのかどうかについてご教示いただければと思います。よろしくお願いします。

ます。

(渡辺) 合間さん、どうもありがとうございます。それでは、吉村さん、よろしくお願いします。

(吉村) 私からは行動13についてコメントと質問をしたいと思います。

〔途上国支援について〕

行動13の国別報告書ですが、これは今回BEPSプロジェクトの中でも大きな進歩だと理解しています。この内容についてはヨーロッパのNGO等を中心として公表を求めるような声というものもありますけれども、守秘義務の問題を含めて、適正な課税と納税者の負担がバランスの取れた形で発展していくことを願っています。

その上で質問なのですが、今回国別報告書の実施に当たっては途上国向けにモデル立法等が公表されています。先ほどの緒方さんからのご回答にもありましたように、今後BEPSプロジェクトについて途上国支援をどのように進めていくかということが1つの論点というか、1つの課題になるかと思います。その意味で今回モデル立法等がOECDから公表されたことについて途上国等からこういった反応があったのかという点をお教えいただければと思います。以上です。

(渡辺) 吉村さん、どうもありがとうございます。それでは、ただ今のお三方のご意見、ご質問に対しまして緒方さんの方からご発言をお願いいたします。

(緒方) ありがとうございます。

〔子会社方式の立法化を防ぐアプローチについて〕

まず青山さんから頂いたご質問ですけれども、周辺国の対応に与える影響もありますし、悪用リスクも高いので、とりあえずは制限的な保守的なアプローチを採用してはどうかというご指摘です。ご指摘は非常にごもっともだと思いますけれども、国別報告書の議論の中でわれわれが一番苦心したのは、皆様の問題意識と同じだと思いますけれども、相手国、進出先国が子会社方式で好き勝手なものを要求してきたときにどうするのかという問題です。これは BEPS 全体の悩みですけれども、積極的な協調アプローチは取りましたけれども、各国の制度を直接縛るという術はございませんので、みんなで合意をして、合意をしたのだからそれを守りましょうと言って、ピアプレッシャーをかけるしかないというぎりぎりのラインで立っているところです。

そういう中で、われわれとして最もあってはいけないと思っていますのは、特に国別報告書で一番重要な保秘、守秘義務の問題であるとか、不正使用の問題、それから、整合的な実施の問題、こういった条約方式をするに当たって条件にした部分をかいくぐる形で相手国が子会社方式を立法化するという展開です。これは何としても避けなければいけないということです。ところが、相手国にそういう立法をしてはいけないという術もありません。

結局のところ、何をしなければいけないかとわれわれが思っておりますのは、ちゃんと日本の親会社から定められた文書は求めます、条約に基づいて日本の当局に要請をすれば、最終的には自動的に交換するということもありますけれども、そこを経由して正しい報告書が行きます、ですから、その道が確保されている限りにおいては子会社から勝手に入手することはやめてくださいというアプローチしかないということです。最終的には、まさに周辺国に無茶なことをされない、そういう言いがかり、言い訳を

与えないというためにも、日本としてもしっかりと対応しなければいけないと思っています。

補足で資料53です。詳細には入りませんが、参考のところで子会社方式をやむを得ずやってもいいという場面を幾つか今回合意しています。まず、a) 親法人所在地国が親法人に国別報告書の提出を義務付けていない場合、それから、b) 発効済みの CA 合意がない場合、つまりちゃんと条約で交換するメカニズムがない場合、最後に、c) 体系的な不履行、Systemic Failure と言っていますけれども、あえて情報を出さないような行為をしている場合という3つのどれかに当てはまらない限りは子会社方式をやってはいけないというルールになっております。ですから、逆にいいますと、a) のケースに該当していると言われないためにも、しっかりとした法制化は必要だと考えております。

〔一般否認規定について〕

青山さんの租税回避スキームの義務的開示との関係で一般否認規定も検討していく時期に来ているのではないかというご指摘ですけれども、確かに義務的開示の議論をしている中で OECD の議論では一般的租税回避否認規定 (GAAR) と一緒に措置するのが有効であるという議論が多く出ておりましたので、そういうことも踏まえて、今後幅広く議論していきたいと思っております。

〔国別報告書等の利用範囲について〕

それから、合間さんからご質問いただきました国別報告書を含む3つの種類の文書をどのように使っていくのかということです。これは合間さんのご質問の中にもありましたけれども、移転価格等のリスクの評価のために使います。直接課税には使わないということです。特に国別報告書については、それをもって直接課税することはないということです。

その肝は何かといいますが、先ほど吉村さん



のお話の中で NGO 等が公表を求めているという話が出ましたが、その裏にある考え方としては、国別報告書を出してもらうことで、国別報告書に載っている指標を使って配分、アポーションメントをすればいいではないか、課税所得をその指標に従って配分すれば簡単だ、そうすれば途上国にも正しい税金が落ちる、というご主張だと思いますが、まさにそういう使い方をされては困るということです。そういう仕立てで作っている報告書ではありませんということを累次確認し、そういう使い方はしないという前提で交換をしますという仕組みを組み立てたところです。ですから、今後とも日本を含めて直接課税に使うようなことはせずに、移転価格等のリスクの分析にのみ使うということです。

〔リスクの分析について〕

リスクの分析というのはどういうふうにする

のかというご質問ですが、いろいろなことがあると思いますが、大きく2つあります。もともとの問題意識としては、移転価格の文書化で始まった話ですので、移転価格、適正価格をどう見つけるかという作業の中で、取引単位で適正価格を見つけようとすると思いますが、当該取引だけを切り出して適正な価格を見つけるというのはなかなか難しいことが多いです。そうであれば、全体の企業活動の全貌を見た上で、その中でこの取引だという位置付けがはっきりしていた方がより適正な価格に近づくに違いない。こういう意味において全貌を見極めるというための参考資料にするというのが1つだと思います。

より一般的には、全体を見て BEPS リスクがどこに起きていそうかというものを分析するという使い方になろうかと思います。BEPS リスクがありそうだということになっても、それだけで直ちに BEPS リスクがあるという結論

には当然なりませんし、そこに課税をするということにもなりませんので、その後、課税に結び付けていくためには適切な調査等々が行われて、その上で対応するということだと思います。

〔簡素化について〕

簡素化の道はないのかというご指摘を頂きましたが、これは非常に重要なポイントです。われわれとしまして、他の国も同様ですが、適切な移転価格の執行、それから BEPS リスクの把握という問題とコンプライアンスコストをいかに軽くするのかという問題はしっかりとバランスを取らなければいけないという問題意識がありまして、不必要に複雑化することは避けようとしています。

国別報告書の項目も、昔からフォローいただいている方はご承知だと思いますが、だいたい項目は簡素にしましたし、これからも必要に応じ簡素にしていきたい気持ちはあるのですが、一方で、各国共通のフォーマットを作ることについてのメリットもあります。各国がばらばらに簡素化をすると、結局、グローバルにはかえって面倒くさくなるということもありますので、共通化したというメリットもあるという前提で、いかにコンプライアンスコストを下げていくかという努力は引き続きしていくということだろうと思います。

〔途上国の反応について〕

吉村さんから、国別報告書のガイダンスが出たところで途上国はどういう反応をしているかというご質問を頂きましたが、全部の途上国の反応はつまびらかではありませんが、基本的に途上国の方々は大いに関心を持っておられます。これは間違いのないところです。

先ほども申し上げましたけれども、国別報告書もらい、それを使うためには、国別報告書の保秘にしっかりと配慮し、不適切に使用しないということをコミットし、かつ、それができるだけの能力がある人でないと渡せないという

のがわれわれの立場ですので、関心のある途上国がありましたら、どういうものであるかということをしかりと説明して、必要であれば技術支援もして、国別報告書を交換できるレベルになったところでネットワークの中に加わっていただくということになっていくと思います。反応という意味で言えば、非常に強い関心が途上国に一般に示されていると思います。以上です。ありがとうございます。

（渡辺） 緒方さん、どうもありがとうございました。まだまだ議論の種は尽きないわけですが、この辺で第2部を終了させていただきたいと思います。

本日ご参加いただきましたパネリストの皆様にはそれぞれのご見識に基づきまして大変有意義な、かつ活発なご意見を頂きまして誠にありがとうございました。

おわりに

（渡辺） BEPS はアメリカの大企業、多国籍企業がヨーロッパで稼いでいながら税金を納めていないのはけしからんではないかというところから始まったわけですが、今日の議論を伺っておりまして、やはり価値を創造した場所、税金を払うべき場所で税金を払えというのが基本理念なのだなという思いを大変強くいたしました。

この BEPS の試みは中身も国際課税の原則を変えようということで大変画期的、ある面では野心的なものですが、OECD だけではなく、G20 も、新興国も含めて1票ずつ持たせてやろうということで、やり方も大変画期的かつ野心的なものです。それだけにすごい結果が出てきそうな気がしますし、他方で、まだそう簡単に作業ができないのかもしれないという気もするわけです。そんなことで、皆様と一

緒にこの行方を注意深く見守っていきたいと思います。

本日は時間も超過しまして大変恐縮でしたが、皆様のご協力を頂き、大変ありがとうございます

した。これで本日のパネルディスカッションを終わらせていただきます。誠にありがとうございます。